香川県農地関係事務処理要領
（様式編）

令和８年11月

香川県農政水産部農業経営課

香川県農地関係事務処理要領

（平成21年12月11日付け21農政第41812号 香川県農政水産部長通知で制定）

［施行：平成21年12月15日］

改正：平成２２年　5月２５日 ２２農政第１１７２２号［施行：平成２２年　6月　1日］
改正：平成２３年　3月１０日 ２２農政第５１１０５号［施行：平成２３年　4月　1日］
改正：平成２３年　9月１５日 ２３農政第２６３９０号［施行：平成２３年１０月　1日］
改正：平成２４年　3月　8日 ２３農政第５２０７９号［施行：平成２４年　4月　1日］
改正：平成２５年　1月３０日 ２４農政第４２３２５号［施行：平成２５年　1月３０日］
改正：平成２６年　3月１９日 ２５農政第４５２２５号［施行：平成２６年　3月１９日］
改正：平成２７年　4月２３日 ２６農政第８４３３２号［施行：平成２７年　4月２３日］
改正：平成２８年　3月３１日 ２７農政第９２４９０号［施行：平成２８年　4月　1日］
改正：令和　元年１２月２０日　元農政第５２２１１号［施行：令和　元年１２月２０日］
改正：令和　3年　7月２９日　3農政第２８７５７号［施行：令和　3年　9月　1日］
改正：令和　4年１１月１０日　4農政第２８７６１４号［施行：令和　4年１１月１０日］
改正：令和　5年　7月１１日　5農経第７９３４９号［施行：令和　5年　7月１１日］
改正：令和　6年　3月２９日　5農経第２７６８８１号［施行：令和　6年　4月　1日］
改正：令和　7年　3月３１日　6農経第２８６９４８号［施行：令和　7年　4月　1日］
改正：令和　7年　9月３０日　7農経第１３９９５４号［施行：令和　7年１０月　1日］
改正：令和　8年１０月１６日　8農経第１６５１４５号［施行：令和　8年１１月　2日］

様　　式

第１　農地等の転用（法第４条、第５条）

様式第１号　農地法第４条第１項の規定による許可申請書
様式第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請書
様式第３号　被害防除計画書
様式第４号　建築条件付売買予定地に係る申出書
様式第５号　（参考）事業計画書
様式第６号　（参考）候補地比較検討表
様式第７号　（参考）計画地周辺における所有地一覧表
様式第８号　（参考）自己住宅等利用計画書
様式第９号　農地転用等の通知及び意見書交付願（土地改良区意見書）
様式第10号　農地転用に伴う隣接農地関係者同意書
様式第11号　確約書
様式第12号　施設等保有状況一覧表
様式第13号　分譲住宅等工事進捗状況一覧表
様式第14号　農地復元に係る誓約書
様式第15号　誓約書
様式第16号の１　営農型発電設備の下部の農地における営農計画書
様式第16号の２　営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み

様式第16号の３　営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書
様式第16号の４　申請に係る市町で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書
様式第16号の５　営農型発電設備の撤去費用を負担することの誓約書
様式第16号の６　下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書
様式第17号　農地法第４条又は第５条の規定による許可申請に係る意見書
様式第18号　農地転用申請一覧
様式第19号　無断転用事案に係る意見書
様式第20号　農地法附則第２項に基づく協議に係る事案の概要書
様式第21号　農地法第４条第１項の規定による許可書
様式第22号　農地法第４条第１項の規定による許可書（特定建築条件付売買予定地）
様式第23号　農地法第４条第１項の許可に係る不許可通知書
様式第24号　農地法第４条第１項の許可に係る却下通知書
様式第25号　農地法第５条第１項の規定による許可書
様式第26号　農地法第５条第１項の規定による許可書（特定建築条件付売買予定地）
様式第27号　農地法第５条第１項の許可に係る不許可通知書
様式第28号　農地法第５条第１項の許可に係る却下通知書
様式第29号　農地法第４条第１項の規定による許可書（一時転用）
様式第30号　農地法第４条第１項の規定による許可書（営農型発電を目的とする一時転用）
様式第31号　農地法第５条第１項の規定による許可書（一時転用）
様式第32号　農地法第５条第１項の規定による許可書（営農型発電を目的とする一時転用）
様式第33号　農地法第４条第８項の規定による協議書
様式第34号　農地法第５条第４項の規定による協議書
様式第35号　法定協議事前調整申出書
様式第36号　競公売買受適格証明願

第２　農地転用許可後の転用事業の促進及び工事完了並びに営農型発電設備に係る報告及び指導
様式第37号　農地法第４条又は第５条の許可に係る工事進捗状況報告書
様式第38号　農地法第４条又は第５条の許可に係る工事進捗状況報告書（特定建築条件付売買予定地）
様式第39号　基本台帳
様式第40号　工事進捗状況報告書等の提出について（督促書）
様式第41号　事情聴取通知書
様式第42号　勧告書（農業委員会から農地転用許可を受けた者宛て）
様式第43号　転用許可後の事後指導報告書
様式第44号　農地法第４条又は第５条の許可に係る工事完了届
様式第45号　工事完了一覧表
様式第46号　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支報告書

第３　農地転用許可後の事業計画の変更
様式第47号　農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請書

様式第48号　農地転用事業計画変更の承認について（承認書）
様式第49号　農地転用事業計画変更の承認について（特定建築条件付売買予定地）（承認書）
様式第50号　農地転用事業計画変更の承認について（一時転用）（承認書）
様式第51号　農地転用事業計画変更の承認について（営農型発電を目的とする一時転用）（承認書）
様式第52号　農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書
様式第53号　同意書
様式第54号　承継についての確約書

第４　許可事項の証明、許可書の訂正、許可申請の取下げ及び許可処分の取消し
様式第55号　許可事項証明願
様式第56号　農地法第４条又は第５条の規定による許可書の訂正願
様式第57号　農地法第４条又は第５条の規定による許可申請の取下願
様式第58号　農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可申請の取下願の受理について（受理通知書）
様式第59号　農地法第４条又は第５条の規定による許可の取消願
様式第60号　農地法第４条第１項又は第５条第１項の規定による許可の取消願の受理について（受理通知書）

第５　農地等の賃貸借の解約等（法第18条）
様式第61号　農地法第18条第１項第４号の規定による届出書
様式第62号　農地法第18条第１項第４号の規定による届出に係る受理通知書
様式第63号　農地法第18条第１項第４号の規定による届出に係る不受理通知書
様式第64号　農地法第18条第１項第４号の規定による農地等の賃貸借の解除に係る届出書受理整理簿
様式第65号　農地法第18条第１項の規定による許可申請書
様式第66号　農地法第18条第１項の規定による許可申請に係る意見書
様式第67号　農地法第18条第１項の許可に係る許可書
様式第68号　農地法第18条第１項の許可に係る不許可通知書
様式第69号　農地法第18条第１項の許可に係る却下通知書
様式第70号　農地法第18条第６項の規定による通知書
様式第71号　（参考）合意解約書
様式第72号　農地等の賃貸借の解約等の通知（法第18条第６項）受理整理簿

第６　賃貸借契約の文書化（法第21条）
様式第73号　（参考）農地賃貸借契約書
様式第74号　（参考）解除条件付農地賃貸借契約書
様式第75号　（参考）水田裏作農地賃貸借契約書
様式第76号　農地賃貸借契約変更届出書
様式第77号　（参考）農地使用貸借契約書
様式第78号　（参考）解除条件付農地使用貸借契約書
様式第79号　（参考）水田裏作農地使用貸借契約書

第７　和解の仲介（法第25条～第29条）

様式第80号　和解の仲介申立書
様式第81号　和解の仲介申立調書
様式第82号　和解の仲介の開始通知書（農業委員会から申立人及び被申立人宛て）
様式第83号　和解の仲介の開始通知書（農業委員会から知事宛て）
様式第84号　和解の仲介の申出書
様式第85号　和解の仲介期日等の通知書
様式第86号　和解調書
様式第87号　和解の仲介の打切決定通知書
様式第88号　和解の仲介申立ての取下通知書
様式第89号　和解の仲介結果通知書
様式第90号　和解の仲介申立簿
様式第91号　和解の仲介記録簿
様式第92号　和解の仲介の開始通知書（知事から申立人及び被申立人宛て）

第８　違反転用等への対応（法第51条）

様式第93号　勧告書（農業委員会から違反転用者宛て）
様式第94号　違反転用事案報告書
様式第95号　履行完了届
様式第96号　違反転用処理台帳
様式第97号　勧告書（知事から違反転用者宛て）
様式第98号　処分（命令）書
様式第99号　農地法第51条第３項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について
様式第100号　違反転用事案総括表
様式第101号　違反転用台帳

第９　その他

様式第102号　農地法制限除外の農地の移動届
様式第103号　照会書
様式第104号　農地の転用事実に関する照会書
様式第105号　農地の転用事実に関する調査報告書
様式第106号　地目変更登記に係る照会に対する回答書
様式第107号　原状回復命令措置の通知書
様式第108号　農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書
様式第109号　時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書
様式第110号　通知書（農地法に違反する行為を行っている登記事案）
様式第111号　検討申出書
様式第112号　検討結果に対する意見聴取書
様式第113号　検討結果通知書

注　教示文の置換えについて

様式第１号

県受付印		農業委員会受付印

農地法第４条第１項の規定による許可申請書

年　　月　　日

香川県知事　殿

申請者氏名

下記によって農地を転用したいので農地法第４条第１項の規定により許可を申請します。

１　申請者の氏名及び住所等	氏名又は法人の名称及び代表者氏名		住所又は主たる事務所の所在地			年齢	電話番号	
	国内連絡先（申請者が国外居住者である場合）							
	氏名		住所				電話番号	
２　許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積	耕作者氏名	備考	
	市町				㎡			
	市町							
	市町							
	市町							
	計　　㎡（田　　㎡　畑　　㎡）							

３　転用事業計画	(1) 転用目的	農家住宅　非農家の自己住宅 その他（　　）	(2) 転用の申請をする理由						
	(3) 転用目的に係る事業又は施設の概要	建築物、工作物、施設等の名称	平屋建、２階建等の別	棟数	１棟の建築面積又は各工作物、施設等の面積	建築物の建築面積の合計 ㎡ 工作物、施設等の面積の合計（露天施設の面積を除く。） ㎡	(5) 事業又は施設の利用期間	永久	一時（　年　月　日まで　年間）
							(6) 転用時期	工事着工時期	年　月　日
								工事完了時期	年　月　日
							(7) 土地造成の方法及び盛土する土の種類等	別紙被害防除計画書のとおり	
							(8) 資金調達計画	造成費　万円 建築費　万円 計　万円	自己資金　万円 借入金　万円 計　万円
	(4) 併せて利用する土地	山林・宅地・雑種地等の面積　㎡							

４　申請者がその農地の転用に伴い支払うべき給付の種類、内容及び相手方		６　その他参考となる事項	
５　転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要	別紙被害防除計画書のとおり		

７　申請書に添付する書類 （添付している番号に○印）	1　申請地の登記事項証明書	7　防災計画平面図及び断面図	13　取排水同意書
	2　併せて利用する土地の登記事項証明書	8　法人関係書類	14　申請地の位置及び附近の見取図
	3　公図の写し	9　小作地関係書類	15　その他参考となる書類
	4　事業計画書	10　資金証明書	
	5　土地利用計画図	11　他法令許認可等関係書類	
	6　建物平面図	12　土地改良区意見書	

様式第２号

県受付印		農業委員会受付印

農地法第５条第１項の規定による許可申請書

年　　月　　日

香川県知事　殿

申請者氏名　譲渡人（貸人）／譲受人（借人）

下記によって農地（採草放牧地）を転用のため［　　］を［設定／移転］したいので、農地法第５条第１項の規定により許可を申請します。

１　当事者の氏名及び住所等

当事者の別	氏名又は法人の名称及び代表者氏名	住所又は主たる事務所の所在地	年齢	電話番号
譲渡人（貸人）				
譲受人（借人）				

国内連絡先（譲受人が国外居住者である場合）

氏名	住所	電話番号

２　許可を受けようとする土地の所在等

土地の所在	地番	地目 登記	地目 現況	面積	耕作者氏名	備考
市町				㎡		
市町						
市町						
市町						
計	㎡（田　　㎡　畑　　㎡）					

３　転用事業計画

(1) 転用目的：農家住宅　非農家の自己住宅　その他（　　）

(2) 転用の申請をする理由：

(3) 転用目的に係る事業又は施設の概要

建築物、工作物、施設等の名称	平屋建、２階建等の別	棟数	１棟の建築面積又は各工作物、施設等の面積	建築物の建築面積の合計
				㎡
				工作物、施設等の面積の合計（露天施設の面積を除く。）
				㎡

(4) 併せて利用する土地：山林・宅地・雑種地等の面積　　㎡

(5) 事業又は施設の利用期間：永久　／　一時（　年　月　日まで　年間）

(6) 転用時期：工事着工時期　　年　月　日／工事完了時期　　年　月　日

(7) 土地造成の方法及び盛土する土の種類等：別紙被害防除計画書のとおり

(8) 資金調達計画：土地代　　万円／造成費　　万円／建築費　　万円／計　　万円　　自己資金　　万円／借入金　　万円／計　　万円

４　権利を移転し、又は設定しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間
	設定　移転		

５　申請者がその農地の転用に伴い支払うべき給付の種類、内容及び相手方：

６　転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要：別紙被害防除計画書のとおり

７　その他参考となる事項：

８　申請書に添付する書類（添付している番号に○印）

1　申請地の登記事項証明書	7　防災計画平面図及び断面図	13　取排水同意書
2　併せて利用する土地の登記事項証明書	8　法人関係書類	14　申請地の位置及び附近の見取図
3　公図の写し	9　小作地関係書類	15　土地貸借契約書等の写し
4　事業計画書	10　資金証明書	16　その他参考となる書類
5　土地利用計画図	11　他法令許認可等関係書類	
6　建物平面図	12　土地改良区意見書	

様式第３号

（別紙）申請書の６の欄（法第４条の場合は申請書の５の欄）転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

被・害　防　除　計　画　書

① 土砂の流出又は崩壊、ガス、粉塵又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがある場合における被害防除措置

(1) 土地の造成計画（断面図を添付すること）

ア 盛土・切土の高さ、盛土の場合は土の種類（花崗土、建設残土等）

イ 擁壁を設置する場合の工法(石積、ブロック積、コンクリート擁壁等)及び高さ

ウ 法面の勾配の程度、法面を保護する場合の工法（モルタル吹付、種子吹付等）

(2) その他

② 農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合における被害防除措置

(1) 排水計画

ア 雨水の排水方法（ため桝、調整池の設置等）

イ 汚水の処理方法（合併浄化槽、集落排水等）

ウ 直接放流先（河川、農業用水路等）

(2) その他

③ 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがある場合における被害防除措置（集落に接続して設置されるものであること等）

④ 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがある場合における被害防除措置（建築物等の高さ、隣接する農地との距離等）

⑤ 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合の被害防除措置（代替施設の設置、通行の確保等）

⑥ その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合の被害防除措置

上記に係る隣接農地関係者との調整状況

(1)調整を了している　　(2)調整中である

(2)の場合の理由

農地法の規定による　　年　　月　　日付け農地転用許可申請に係る被害防除計画及び隣接農地関係者との調整状況等については上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

転用事業者　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は法人の名称及び代表者氏名

様式第４号

（別紙）申請書の７の欄（法第４条の場合は申請書の６の欄）その他参考となる事項

建築条件付売買予定地に係る申出書

１　特定建築条件付売買予定地として農地転用許可を受けるための要件

⑴　当該土地について、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。⑵において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね３月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。

⑵　⑴の転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、⑴の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。

⑶　転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

２　農地転用許可を受けるに当たり遵守する事項

⑴　農地転用許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から３月後及びその後１年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

⑵　転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後に行うこと。ただし、当該土地の宅地造成後に建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第６条第１項の確認を受けなければならないものについては、同条第４項の確認済証の交付を受けた後に当該土地を土地購入者に引き渡すことができるものとする。この場合において、確認済証の交付を受ける前に土地代金の決済は行わないこと。

⑶　⑴及び⑵のほか、農地転用許可に付した条件を履行すること。

⑷　住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を受けずに転売しないこと。

⑸　関係法令を遵守すること。

　　年　　月　　日付け農地転用許可申請に係る転用事業は、上記１の要件を満たすものであることに相違ありません。また、当該許可を受けるに当たり、上記２に掲げる事項を遵守することを確約いたします。

年　　月　　日

転用事業者　　住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は法人の名称及び代表者氏名

様式第５号
（参考）

事　業　計　画　書

氏名又は名称及び代表者の氏名					
住所又は主たる事務所の所在地及び連絡先					
個人、法人の別	□ 個人 □ 法人	設立:　　年　月　日	資本金:　　円	年商:　　円	従業員数:　人
事業内容					

既存の同一施設の状況	区分	所在地	敷地面積㎡	建築面積㎡	状況（代替できない理由）

既存の主な事業用機器（車両・工作機械等）	機器の種類・規模	台数	機器の種類・規模	台数

土地利用計画	事務所・工場・倉庫・資材置場・店舗・駐車場・分譲住宅・賃貸住宅 その他（　　）
計画が必要となった理由	
計画地の規模の妥当性に関する説明	
計画地選定に至るまでの経緯（代替性の検討）	
計画地を選定した理由	

資金計画	区分	金額	左記の内訳	
			自己資金	借入金　（借入先）
	土地代	万円	万円	万円（　　）
	造成費	万円	万円	万円（　　）
	建築費	万円	万円	万円（　　）
		万円	万円	万円（　　）
	計	万円	万円	万円（　　）

周辺農用地等への影響及び関係者との調整状況 （許可申請書の別紙・被害防除計画書の記載事項と重複するものは、省略することができます。）		
	周辺農地の農作業効率、日照、通風等への影響の防止措置	
	土砂の流出、堆積等の防止措置	
	排水計画	（雨水） （汚水）
	計画地内の土地改良施設	□有（処理方針:　　） □無
	関係者との調整状況	□調整済（相手方:　　） □調整中（相手方:　　） □該当無

他法令による許認可の見込み及び調整状況		
	都市計画法	建築基準法
	森林法	その他（　　）

（記載要領）

1　「計画が必要となった理由」欄には、現在の状況では支障があるという実態を踏まえた上で、新たに計画が必要である旨を明確に記載してください。

2　「計画地の規模の妥当性に関する説明」欄には、利用見込み、既存施設との比較等を数値により具体的に記載してください。

3　「計画地選定に至るまでの経緯（代替性の検討）」欄には、計画地を選定するに当たっての条件を具体的に列挙し、その条件に見合った候補地を比較検討した経緯を記載してください。欄内に書ききれない場合は、「候補地比較検討表」（様式第６号（参考））を作成して添付してください。

なお、計画地周辺に申請者（農地法第５条の許可の申請をする場合にあっては、譲受人又は借人に限る。）及びその世帯員並びにそれらの者の直系尊属の所有する土地がある場合は、当該土地について選定する（又は選定しない）理由を示した「計画地周辺における所有地一覧表」（様式第７号（参考））を作成して添付してください。この場合において、「計画地周辺における所有地一覧表」に記載された土地が候補地の全てと一致するときは、当該欄内への候補地を比較検討した経緯の記載又は「候補地比較検討表」の添付を省略することができます。

4　３の各候補地及び所有地の位置を示した図面を添付してください。

5　「計画地を選定した理由」欄には、周辺の土地利用及び環境の状況を記載した上で、計画地が選定条件に適合していること及び計画地以外では事業目的を達成できないことがわかるように記載してください。

6　計画地が当該許可申請の日前１年以内に申請に係る農地等の所在する市（町）長あてに当該農地等について農用地利用計画変更申出書を提出し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域から除外された（又は除外される見込みの）農地等である場合には、３から５までの規定にかかわらず、「計画地選定に至るまでの経緯（代替性の検討）」又は「計画地を選定した理由」欄に、「〇年〇月〇日付け〇〇市（町）長に提出した農用地利用計画変更申出書のとおり」と記載してください。

7　計画地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域（農業上の土地利用との調整が整ったものに限る。）内にある農地等であって、計画地をその定められた用途に沿った目的に供する場合には、３から５までの規定にかかわらず、「計画地選定に至るまでの経緯（代替性の検討）」又は「計画地を選定した理由」欄に、その定められた用途地域の名称を記載してください。

8　「資金計画」欄には、特定建築条件付売買予定地（自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地であって、所定の要件を全て満たすものをいう。）に係る転用許可を受けようとする場合にあっては販売しようとする土地の全区画において自ら住宅を建設する場合に要する費用について、営農型発電設備（農地に支柱を立て、営農を継続しながらその上部の空間に設置する太陽光発電設備等の発電設備をいう。）の設置を目的とする一時転用の許可を受けようとする場合にあっては転用事業の実施に要する費用に営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として自ら設置する電柱、電線路等を含む。）の撤去に要する費用を加えたものについて記載してください。

様式第６号（参考）

候　補　地　比　較　検．討　表

地区名 / 項目	候　補　地　A （　　地区）	評価	候　補　地　B （　　地区）	評価	候　補　地　C （　　地区）	評価
計画区域の面積 （うち農地面積）						
用途地域・農振農用地区域						
位置						
道路・交通						
土地利用の現況						
農業公共投資の実施状況						
取水計画						
排水計画						
農道・水路への措置						
生活環境への影響						
地元地権者の同意見込み						
総合評価						

様式第7号(参考)

計画地周辺における所有地一覧表

作成日　　年　月　日

計画事業施行者名

No.	町名	大字	字	地番	地目		面積(㎡)	所有者の氏名	続柄	農用地区域の内外	選定する(又はしない)理由	備考
					登記簿	現況						
1	町			番			㎡			内・外		計画地
2										内・外		
3										内・外		
4										内・外		
5										内・外		
6										内・外		
7										内・外		
										内・外		
										内・外		
										内・外		
										内・外		
										内・外		
										内・外		

(記載要領)

(注1)計画地周辺(概ね2km以内)において、計画事業施行者及びその世帯員並びにそれらの者の直系尊属が所有する土地の全てについて記載してください。

(注2)一覧表に記載した全ての土地の位置を示した図面(各土地に応当する一覧表のNo.を明示したもの)を添付してください。

様式第８号
（参考）

自己住宅等利用計画書

<table>
<tr><td>転用者氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地利用計画</td><td>住宅の区分</td><td colspan="3">□農家住宅　□分家住宅　□非農家の自己住宅</td></tr>
<tr><td>土地の利用形態</td><td colspan="3">□新築住宅の敷地　□既存宅地の拡張</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現在の住宅の状況</td><td>敷地の所有形態</td><td colspan="3">□自己所有地（地番:　　、面積:　　㎡）
□借地（賃貸住宅、親族等との同居を含む。）</td></tr>
<tr><td>住宅の所有形態</td><td colspan="3">□自己所有（建築面積:　　㎡、延床面積:　　㎡）
□借家（親族等との同居を含む。）</td></tr>
<tr><td>居住人数</td><td colspan="3">人　内訳（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">新たに住宅が必要となった理由及び利用計画</td><td colspan="4">理由:</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の１階部分の建築面積の合計　①</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地の面積の合計（うち有効利用面積）②</td><td colspan="2">㎡　（　　㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地利用率（有効利用率）　①÷②</td><td colspan="2">%　（　　%）</td></tr>
<tr><td colspan="4">居住予定人数:　　人　内訳（　　）</td></tr>
<tr><td>現在の住宅の処分又は利用の予定</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>計画地を選定した理由及び経緯(代替性の検討)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">資金計画</td><td>区分</td><td>金額</td><td colspan="2">左記の内訳
自己資金　借入金　(借入先)</td></tr>
<tr><td>土地代</td><td>万円</td><td>万円</td><td>万円（　　）</td></tr>
<tr><td>造成費</td><td>万円</td><td>万円</td><td>万円（　　）</td></tr>
<tr><td>建築費</td><td>万円</td><td>万円</td><td>万円（　　）</td></tr>
<tr><td></td><td>万円</td><td>万円</td><td>万円（　　）</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>万円</td><td>万円</td><td>万円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">周辺農用地等への影響及び関係者との調整状況

許可申請書の別紙・被害防除計画書の記載事項と重複するものは、省略することができます。</td><td colspan="2">周辺農地の農作業効率、日照、通風等への影響の防止措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂の流出、たい積等の防止措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">排水計画</td><td colspan="2">(雨水)
(汚水)</td></tr>
<tr><td colspan="2">計画地内の土地改良施設</td><td colspan="2">□有(処理方針:　　)
□無</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係者との調整状況</td><td colspan="2">□調整済(相手方;　　)
□調整中(相手方;　　)
□該当無</td></tr>
<tr><td>他法令による許認可の見込み及び調整状況</td><td colspan="4">・建築基準法による確認申請　□確認済　□申請中　□未申請　□確認不要
・都市計画法による開発許可　□申請中　□未申請　□開発許可不要
・その他（　　）</td></tr>
</table>

（記載要領）

1　「新たに住宅が必要となった理由及び利用計画」欄のうち、①には許可申請書３の（３）転用目的に係る事業又は施設の概要の「建築物の建築面積の合計」の数値を、②には許可申請書２許可を受けようとする土地の所在等の「転用面積の計」の数値に許可申請書３の（４）併せて利用する土地の「山林、宅地、雑種地等の面積」の数値を加えた数値を、それぞれ記載してください。なお、②の括弧内は、土地の面積のうちに法面、進入路等で有効利用できない土地が含まれる場合にこれを除いた有効利用面積を記載するものとし、これに対応する有効利用率を①÷②の括弧内に記載してください。

2　「現在の住宅の処分又は利用予定」欄は、現在の住宅の所有形態が自己所有の場合のみ記載してください。

3　「計画地を選定した理由及び経緯（代替性の検討）」欄には、計画地を選定するに当たっての条件を具体的に列挙し、その条件に見合った候補地を比較検討した経緯を記載してください。欄内に書ききれない場合は、「候補地比較検討表」（様式第６号（参考））を作成して添付してください。

また、周辺の土地利用及び環境の状況を記載した上で、計画地が選定条件に適合していること及び計画地以外では事業目的を達成できないことがわかるよう、その選定した理由を記載してください。

なお、計画地周辺に申請者（農地法第５条の許可の申請をする場合にあっては、譲受人又は借人に限る。）及びその世帯員並びにそれらの者の直系尊属の所有する土地がある場合は、当該土地について選定する（又は選定しない）理由を示した「計画地周辺における所有地一覧表」（様式第７号（参考））を作成して添付してください。この場合において、「計画地周辺における所有地一覧表」に記載された土地が候補地の全てと一致するときは、当該欄内への候補地を比較検討した経緯の記載又は「候補地比較検討表」の添付を省略することができます。

4　３の各候補地及び所有地の位置を示した図面を添付してください。

5　計画地が当該許可申請の日前１年以内に申請に係る農地等の所在する市（町）長あてに当該農地等について農用地利用計画変更申出書を提出し、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域から除外された（又は除外される見込みの）農地等である場合は、３及び４の規定にかかわらず、「計画地を選定した理由及び経緯（代替性の検討）」欄に、「○年○月○日付けで○○市（町）長に提出した農用地利用計画変更申出書のとおり」と記載してください。

6　計画地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域（農業上の土地利用との調整が整ったものに限る。）内にある農地等であって、計画地をその定められた用途に沿った目的に供する場合は、３及び４の規定にかかわらず、「計画地を選定した理由及び経緯（代替性の検討）」欄に、その定められた用途地域の名称を記載してください。

様式第９号

農地転用等の通知及び意見書交付願

受付				
	土地改良区			
	日付		番号	
	土地改良区			
	日付		番号	
	土地改良区			
	日付		番号	
	土地改良区			
	日付		番号	

このたび、次の土地につき農地法第 $\frac{4}{5}$ 条の規定による許可申請をしたいので、土地改良区除外等処理規程及び香川用水決済金処理規程に基づきあらかじめ通知します。

なお、土地改良区除外等処理規定の申入れ事項については別途協議し、それぞれの規程に基づく決済金については、所定の方法によりこれを納付しますので、当該申請に添付すべき意見書を交付されたく申請します。

年　　月　　日

関係土地改良区理事長　殿

転用組合員　住所
（譲渡人又は貸人）　氏名　　㊞

転用組合員　住所
（譲受人又は借人）　氏名　　㊞

1　土地

市町	大字	字	地番	地目	面積	転用面積	転用目的	転用予定日	所有者（小作人を含む。）住所	所有者（小作人を含む。）氏名	分筆前の地番 残地の地番	面積
					㎡	㎡		・・			番 分筆残　同番	㎡
								・・			番 分筆残　同番	
								・・			番 分筆残　同番	
								・・			番 分筆残　同番	

2　位置図　　別紙のとおり

上記確認済　　年　　月　　日　　土地改良区地区総代（役員）氏名　　㊞

年　　月　　日　　土地改良区地区総代（役員）氏名　　㊞

年　　月　　日　　土地改良区地区総代（役員）氏名　　㊞

年　　月　　日　　土地改良区地区総代（役員）氏名　　㊞

意　見　書

上記のとおり農地法第 $\frac{4}{5}$ 条の規定に基づく許可申請をする旨通知があったことを証明します。

なお、同土地の転用に係る本土地改良区の意見は次のとおりです。

土地改良区名及び代表者職氏名	農道、水路その他の土地改良施設に対する影響及び転用に伴う取水、排水により周辺農地に及ぼす影響等転用に関する意見	証明年月日
㊞		年　月　日 第　　号
㊞		年　月　日 第　　号
㊞		年　月　日 第　　号
㊞		年　月　日 第　　号

様式第10号

農地転用に伴う隣接農地関係者同意書

下記農地転用事業計画に同意します。	転用者氏名	

	住所	氏名	印	同意関係地 所在	地番	地目	面積	転用地に対する位置
隣接農地耕作者	市町						㎡	
	市町							
	市町							
	市町							
	市町							
	市町							

転用地	所在	地番	地目	面積	外筆 計	転用地及び隣接地の位置図
	市町			㎡	㎡	

転用事業計画						
目的	農家住宅 非農家の自己住宅 その他( )					
転用時期	工事着工 年 月 日			工事完了 年 月 日		
転用目的に係る事業又は施設の概要	建築物、工作物、施設等の名称	平屋・2階建等の別	棟数	1棟の建築面積又は各工作物、施設等の面積	建築物の建築面積の合計 ㎡ 工作物、施設等の面積の合計(露天施設の面積を除く。) ㎡	

土地利用計画図及び配置図

様式第11号

確　約　書

香　川　県　知　事　　殿

本農地転用許可申請に係る転用に当たっては別紙被害防除計画書のとおり責任をもって履行いたします。

なお、万一転用することによって附近の土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において誠意をもって解決いたします。

年　　月　　日

転用事業者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は法人の名称及び代表者氏名

様式第12号

施設等保有状況一覧表

施設等の種類	資材置場 ・ 駐車場 ・ 廃棄物最終処分場 ・ 建設残土による農地造成 ・ 土砂採取場 ・ その他（　　）

年　　月　　日現在

番号	所在地	主たる事務所又は事業所からの距離	地目	面積 ㎡	利用状況の詳細（資材等の名称及び数量 重機等車両の種類及び台数 建物の種類及び建築面積等）	所有の有無（該当に○印）	取得年月日又は借地年月日（農転許可を受けた土地はその許可年月日）	借地の場合は期間及び所有者名	備考（売却又は返却の予定がある場合はその理由の詳細とその予定年月日）
1	外　筆					所有地 賃借地 使用貸借地	（　年　月　日）	年　月　日 ～ 年　月　日	
2	外　筆					所有地 賃借地 使用貸借地	（　年　月　日）	年　月　日 ～ 年　月　日	
3	外　筆					所有地 賃借地 使用貸借地	（　年　月　日）	年　月　日 ～ 年　月　日	
4	外　筆					所有地 賃借地 使用貸借地	（　年　月　日）	年　月　日 ～ 年　月　日	
5	外　筆					所有地 賃借地 使用貸借地	（　年　月　日）	年　月　日 ～ 年　月　日	

施設等の保有状況については、上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

転用事業者　住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は法人の名称及び代表者氏名

〔記入上の留意事項〕

1　県内で既に同種の事業（例：資材置場）を行っている場合に、その事業地（農地転用既許可地を含む。）等について記載すること。

2　「施設等の種類」欄は、該当する施設等の種類に○印をすること。

3　土砂採取場とは、花崗土採取場、粘土採取場、鋼土採取場、砂利採取場等を指す。

様式第13号

分譲住宅等工事進捗状況一覧表

年　　月　　日現在

許可番号 年月日	転用事業計画					工事進捗状況					備考
	所在地	地目	面積（㎡）	計画棟数（a）	完了予定 年月	造成完了年月日	工事完了済		工事未済	工事進捗率 b/a×100	
							棟数（b）	直近の証明年月日	棟数		
第　号 年月日	外　筆				年月	年月日		年月日		%	
第　号 年月日	外　筆				年月	年月日		年月日		%	
第　号 年月日	外　筆				年月	年月日		年月日		%	
第　号 年月日	外　筆				年月	年月日		年月日		%	
第　号 年月日	外　筆				年月	年月日		年月日		%	

農地転用許可に係る分譲住宅、特定建築条件付売買予定地及び宅地分譲の工事進捗状況については、上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

転用事業者　住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
所属している不動産業関係団体がある場合はその名称

〔記入上の留意事項〕

1　農地転用許可に係る分譲住宅、特定建築条件付売買予定地又は宅地分譲であり、かつ、工事未済のものについてのみ記入すること。

2　工事進捗状況の工事完了済の欄には、既に工事完了証明書の発行を受けた棟数を記入し、工事未済の欄には、工事完了証明書の発行を受けていない棟数を記入すること。

3　特定建築条件付売買予定地であるものについては、備考の欄に「特定建築条件付売買予定地」と記入し、併せて、直近の工事の進捗状況の報告について「○年○月○日工事進捗状況報告書提出」と記入すること。

様式第14号

年　　月　　日

香川県知事　　殿
農業委員会会長　　殿

（住所）

（氏名）

農地復元に係る誓約書

年　　月　　日付けで　　市(町)農業委員会に提出した農地転用許可申請に係る下記農地の形質変更について、万一、(転用事業者)　　が事業計画どおりに工事を完了しなかった場合には、当該農地の所有者（又は耕作者）である私の責任において、農地復元に係る工事を実施することを誓約いたします。

なお、農地復元に係る工事によって附近の土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合は、私、転用事業者及び当事者間において誠意をもって解決いたします。

記

所　在	地番	地目	面積（㎡）	うち転用面積(㎡)	備　考

様式第15号

誓　約　書

香　川　県　知　事　　殿

　　年　　月　　日付け　　第　　号で農地法第　条の規定による一時転用許可を受けましたが、下記の理由により未だ工事が完了していません。

　今回、改めて許可を申請しますが、許可申請書に記載した工事完了時期までに農地に復元することを誓約します。

工事が完了していない理由

年　　月　　日

申請者
- 貸人　住所
- 　　氏名
- 借人　住所
- 　　氏名

様式第16号の１

営農型発電設備の下部の農地における営農計画書

年　　月　　日作成

営農者（営農型発電設備の下部の農地において営農する者）

住所

氏名

（連絡先　　）

転用事業者（営農型発電設備を設置する者）

住所

氏名

（連絡先　　）

１　営農型発電設備の下部の農地及び営農者の概要

（１）　営農型発電設備の下部の農地の概要

所在	地番	地目	面積（㎡）

（２）　営農型発電設備の下部の農地の営農者の概要

①　営農型発電設備の下部の農地における営農者の属性

営農者の属性	該当（〇）
ア　効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営）	
イ　認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）	
ウ　認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）	
エ　将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ　アからエまで以外の者	

②　営農型発電設備の下部の農地における営農者の農作業経験等の状況

営農者の氏名	農作業の経験年月数（農作物の名称）	左のうち作付予定作物に係る農作業の経験年月数（当該農作物の名称）
	年　　月（　　）	年　　月（　　）
	年　　月（　　）	年　　月（　　）
	年　　月（　　）	年　　月（　　）

2　栽培計画

（1）　営農型発電設備の下部の農地における作付予定作物及びその作付面積

	作付予定作物名	作付面積（㎡）	栽植密度 （株・本・播種量 （kg）/10a）	生長の指標 （樹高・分枝状況等）
1年目				
2年目				
3年目				
4年目				
5年目				
6年目				
7年目				
8年目				
9年目				
10年目				

（2） 作付予定作物の栽培に必要な農作業の期間及びその主な内容

	作付予定作物名	農作業の内容											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1年目													
2年目													
3年目													
4年目													
5年目													
6年目													
7年目													
8年目													
9年目													
10年目													

（3） 営農型発電設備の下部の農地において利用する農業用機械

農業用機械の名称	数量	自己所有・ リースの別 (導入予定の場合はその旨)	寸法（cm） (全長×全幅×全高)	エンジン出力 (ps、kw)	備考

（4） 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考 （臨時従事者の雇用期間及び作業内容等）
常時（人日）	臨時（人日）	

（5） 営農型発電設備の下部の農地における営農

① ②以外の場合

ア イ以外の場合

作付予定作物	営農型発電設備の 下部の農地の 単位面積当たりの 収穫量の見込み A (kg/10a)	同一地域内の 農地の平均的な 単位面積当たりの 収穫量 B (kg/10a)	単位面積当たりの 収穫量の 増減見込み A／B×100（%）	根拠とする統計調査等 及び 比較対象とする地域等 の名称等

イ 申請に係る市町において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	営農型発電設備の下部の農地の 単位面積当たりの収穫量の見込み (kg/10a)	単位面積当たりの収穫量の根拠

② 遊休農地を再生利用する場合

作付予定作物	農地の利用の程度

3　営農型発電設備の下部の農地における収支の見込み

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目	
	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）	科目	金額（円）
収入金額	販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額		販売金額	
	自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費		自家消費	
	雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入		雑収入	
	（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）		（発電収入）	
	（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）		（営農協力金）	
	小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）		小　計（A）	
支出金額	種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費		種苗費	
	肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費		肥料費	
	農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費		農機具費	
	農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費	
	動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費	
	修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費		修繕費	
	人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費		人件費	
	地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料	
	農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金	
	減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費		減価償却費	
	土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費		土地改良費	
	雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費		雑費	
	租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課		租税公課	
	小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）		小　計（B）	
	差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）		差引金額（A−B）	

（記載要領）

ア　１における「営農型発電設備の下部の農地」とは、当該設備の存する農地の区画全体をいいます。

イ　１の（２）の①のアからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付してください。

ウ　１の（２）の②の「農作業の経験年月数（農作物の名称）」及び「左のうち作付予定作物に係る農作業の経験年月数（当該作物の名称）」の欄には、農作業歴がある場合にその年月数と作付作物を記載してください。

エ　２の（１）の「作付面積」の欄の各年ごとの合計は、１における「営農型発電設備の下部の農地」の面積と一致します。

オ　収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、２の（１）の「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、「申請に係る市町で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書」（様式第16号の４）の収穫年と整合するようにしてください。

カ　連作障害等の対応のため、一時的に土壌改良等を行うことが予定されている場合には、２の（１）の「作付予定作物名」の欄に、当該土壌改良の具体的な内容を記入してください。

キ　２の（２）の「作付予定作物の栽培に必要な農作業の期間及びその主な内容」の欄には、作付けを行う農作物ごとに、その栽培期間を矢印で示し、その期間中の主な農作業の内容を記載してください。

ク　２の（３）の「寸法」及び「エンジン出力」の欄は、当該利用する農業用機械のカタログ等の写しを添付する場合は、記載を省略することができます。この場合においては、「備考」欄にその旨を記載してください。

ケ　２の（５）の①のアには、当該許可後最初に見込まれる当該農作物の収穫に係る単位面積当たりの収穫量の見込みを記載してください。

コ　２の（５）の①のアの「同一地域内の農地の平均的な単位面積当たりの収穫量」の欄には、原則として、市町が作成した統計等を用いて算定した数値を記載してください。

サ　２の（５）の①のアの「根拠とする統計調査等及び比較対象とする地域等の名称等」の欄には、次に掲げる事項を記載してください。

（ア）　２の（５）の①のアの「同一地域内の農地の平均的な単位面積当たりの収穫量」の欄に記載した収穫量の算定に用いた統計調査等の名称

（イ）　（ア）の統計調査等の名称が市町が作成した統計等でない場合にあっては、当該統計調査等を比較対象として適切であると判断した具体的な理由

シ　２の（５）の①のアの「根拠とする統計調査等及び比較対象とする地域等の名称等」の欄に記載した統計調査等のデータを示した書面を添付してください。

ス　２の（５）の①のイの「営農型発電設備の下部の農地の単位面積当たりの収穫量の見込み」の欄には、次に掲げるうちのいずれか該当するものを記載してください。

（ア）　申請者自ら又は第三者に委託して当該市町の区域内で試験的に実施した栽培の実績がある場合は、その栽培の実績に係る単位面積当たりの収穫量

（イ）　（ア）以外の場合は、「申請に係る市町で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書」（様式第16号の４）の２に記載された単位面積当たりの収穫量の見込み

セ　２の（５）の②の「農地の利用の程度」の欄には、遊休農地を再生利用する場合において、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。

ソ　３の「科目」は収支科目の主なものを記入していますので、適宜、追記・削除してください。

タ　３の「発電収入」の欄は、営農型発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。

チ　３の「営農協力金」の欄は、営農型発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

ツ　各欄に書ききれない場合は、余白に記載するか又は別紙に記載の上添付してください。

様式第 16 号の２

営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み

年　　月　　日作成

営農者（営農型発電設備の下部の農地において営農する者）

住所

氏名

転用事業者（営農型発電設備を設置する者）

住所

氏名

１　生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	日照に関する特性その他農作物の生育に適した条件等及び営農型発電設備の設計上農作物の生育に支障を及ぼさない理由

２　効率的な農作業の実施

（１）　支柱

地上からの高さ（m）		設置する間隔（m）	
最低：	最高：	最短：	最長：

（２）　農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

（記載要領）

ア　１の「日照に関する特性その他農作物の生育に適した条件等及び営農型発電設備の設計上農作物の生育に支障を及ぼさない理由」の欄には、作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陽性、陰性等の日照特性等）その他生育に適した条件等及び当該設備の設計図の内容（遮光率等）が作付予定作物の生育に適した日照量を確保することができ、当該生育に支障を及ぼさないものであるとする理由を、作付予定作物ごとに具体的に記載してください。

イ　２の（２）には「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書」（様式第 16 号の１）２の（３）の営農型発電設備の下部の農地において利用する農業用機械の寸法、２の（１）の支柱の地上からの高さ及び設置する間隔等を踏まえ、当該設備の設計図の内容が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間を確保することができるものであると判断する理由を、具体的に記載してください。なお、農地に垂直に営農型発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模及び立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さを記載する必要はありません。

ウ　１及び２に記載した内容並びに「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書」（様式第 16 号の１）２の（５）の単位面積当たりの収穫量の見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。

（ア）（イ）以外の場合

次の①から③のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。

①　営農型発電設備の下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市町における営農型発電による収穫量及び品質に関するデータ（例えば試験研究機関による調査結果等）

②　営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見（様式第 16 号の３）

③　当該申請に先行して当該市町の区域内の営農型発電設備の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

（イ）　申請に係る市町において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

（ア）の②に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

①　栽培実績（申請者自ら又は第三者に委託して当該市町の区域内で試験的に実施した栽培の実績）

②　単位面積当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由（様式第 16 号の４）

（留意事項）

２の（２）の農作業を効率的に行うために通常必要となる空間の確保について、許可の可否は、実際に使用する農業用機械ではなく、当該営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物を効率的に栽培するために通常必要となるトラクター等の農業用機械等を効率的に利用することができる空間が確保されているかどうかをもって判断することになります。

様式第 16 号の 3

営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

年　　月　　日作成

営農者（営農型発電設備の下部の農地において営農する者）

住所

氏名

転用事業者（営農型発電設備を設置する者）

住所

氏名

1　知見を有する者について

（所属
役職・氏名　　㊞
住所
連絡先）

（知見を有する者の当該作物への関わり）

2　知見を有する者による本事業についての所見

（記載要領）

ア　１には、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

イ　営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書、栽培理由書又は栽培実績書に記載した単位面積当たりの収穫量の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

様式第 16 号の４

申請に係る市町で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合における栽培理由書

年　　月　　日作成

営農者（営農型発電設備の下部の農地において営農する者）
住所
氏名

転用事業者（営農型発電設備を設置する者）
住所
氏名

1　営農型発電設備の下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯

（作付予定作物名：　　）

（経緯）

2　単位面積当たりの収穫量の見込み

（　　kg/10a）

（単位面積当たりの収穫量の見込みの根拠）

3　作付けから収穫までに要する期間

（　　年　　月）

（収穫までに上記期間を要する理由）

4　当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について

（記載要領）

ア　１の「経緯」の欄には、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

イ　２の「単位面積当たりの収穫量の見込みの根拠」の欄には、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

ウ　３は、作付けから収穫までに要する期間が１年を超える場合に記入してください。

エ　３の「収穫までに上記期間を要する理由」の欄には、当該作物の収穫までに要する期間について、調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

オ　４には、営農の適切な継続のため、営農型発電設備の下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。

様式第16号の５

営農型発電設備の撤去費用を負担することの誓約書

年　　月　　日作成

香　川　県　知　事　　殿

転用事業者（営農型発電設備を設置する者）
住所
氏名

当該申請に係る事業で設置する営農型発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型発電設備の撤去費用を負担することを誓約します。

撤去費用（見込）
万円

様式第16号の６

下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書

年　　月　　日作成

香　川　県　知　事　　殿

営農者（営農型発電設備の下部の農地において営農する者）
　住所
　氏名

転用事業者（営農型発電設備を設置する者）
　住所
　氏名

当該申請に係る事業で設置する営農型発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年２月末日までに報告することを誓約します。

様式第17号

農地法第　　条の規定による許可申請に係る意見書

香川県知事　殿　　年　月　日

農業委員会会長

次のとおり意見を決定したので進達します。

申請者の住所・氏名	譲渡人（貸人）		転用目的		権利移動の内容	なし（4条申請） 所有権移転 賃借権設定 使用貸借権設定 その他
	譲受人（借人）		転用区分	永久　一時		
			自作・小作の別	自作地　小作地		

申請に係る農地の区分及びその面積・割合並びに判断理由	農地区分	該当事項	面積	割合	全体面積
	農用地区域内農地	アー(ｱ)（変更手続中のものを除く。）	㎡	%	㎡
	第1種農地	イー(ｱ)－ a、 b、 c （代替性検討の有無　：有　無）	㎡	%	
	第2種農地	オー(ｱ)－ a(a)、 a(b)、 b　カ-(ｱ) （代替性検討の有無　：有　無）	㎡	%	
	第3種農地	エー(ｱ)― a(a)、 a(b)、 b(a)、 b(b)、 b(c)、 c	㎡	%	
	農地以外の土地	宅地　雑種地　山林　その他（　　）	㎡	%	

特定土地改良事業等関係	事業の種類及び名称	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	工事完了年月	申請地に関係する土地改良財産
			ヘクタール	㎡		

農地転用に関する許可基準からみた意見	検討事項	意見	特記事項
	農地の区分と転用目的	適当　不適当	
	資力及び信用	適当　不適当	
	転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	有　無	
	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性	確実　不確実	
	農地以外の土地の利用見込み	有　無	
	計画面積の妥当性	適当　不適当	
	被害防除措置の妥当性	適当　不適当	
	農業用用排水施設への支障の有無	無　有	
	位置選定の妥当性	適当　不適当	
	その他周辺の農地に係る営農条件への支障の有無	無　有	
	一時転用の場合における農地復元の確実性	確実　不確実	

他法令との関係			
	農業経営基盤強化促進法の地域計画との関係	地域計画の区域外 区域内の農用地外 区域内の農用地	区域内の農用地の場合、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれの有無 有 無（この場合、以下にその理由） 1　農地復元後、農業を担う者による耕作が確実と見込まれる一時転用 2　地域計画の達成のために必要な農業用施設 3　協議の場で合意を得た営農型発電 4　その他（　　）
	農業振興地域の整備に関する法律の農用地利用計画との関係	農用地区域外　農用地区域内（ 農地　採草放牧地　混牧林地　農業用施設用地 ）	農用地区域からの除外手続中の場合 事前協議回答日　年　月　日
	都市計画法との関係	都市計画区域決定	区域内　区域外
		開発許可	許可必要（ 申請済　未申請 ）　許可不要
		用途地域の指定	有（　　地域 ）　無
	みどり条例による事前協議、森林法による開発許可、伐採届等（　　）		該当なし　申請済　未申請
	盛土規制法による工事許可、届出等（　　）		該当なし　申請済　未申請
	道路法・河川法による占用又は工事許可等（　　）		該当なし　申請済　未申請
	公共用財産管理条例等による用途廃止、工事施行承認等（　　）		該当なし　申請済　未申請
	土壌汚染対策法による形質変更届		該当なし　申請済　未申請
	生活環境の保全に関する条例による届出		該当なし　申請済　未申請
	水質汚濁防止法による特定施設の設置届出等（　　）		該当なし　申請済　未申請
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処理施設の設置許可等（　　）		該当なし　申請済　未申請
	砂利採取法・採石法による採取計画の認可（　　）		該当なし　申請済　未申請
	ため池保全条例による埋立届、特認許可等（　　）		該当なし　申請済　未申請
	その他（　　）		該当なし　申請済　未申請

総合意見	意見決定年月日	年　月　日	意見決定	許可　条件付許可 不許可　却下
その他参考とすべき意見	（許可基準該当事項　　）			

（記載注意）

1　「申請に係る農地の区分及びその面積・割合並びに判断理由」の「該当事項」欄には、「農地転用許可に係る審査基準」（平成21年12月11日付け21農政第41797号香川県農政水産部長通知。以下「審査基準」という。）の立地基準に規定する農地の区分のうち、該当する記号に○印を付けてください。

2　「農業経営基盤強化促進法の地域計画との関係」の「区域内の農用地の場合、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれの有無」欄には、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年５月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）の「第11　地域計画推進事業－３　地域計画の作成」に定める「参考様式第５－２号の１(1)地域計画の区域の状況－区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）」に含まれる農地について、記載してください。

3　「その他参考とすべき意見」の「許可基準該当事項」欄には、審査基準の立地基準に規定する第１種農地の転用許可を相当と認める基準のうち、該当する記号を記載してください。（例：イの(ｲ)のｃ）

様式第18号

農地転用申請一覧

許可年	許可月	許可日	諮問月	出力有無	番号	区分1	区分2	4・5条	委員会名	委員会コード	譲渡人住所1	譲渡人氏名1	譲渡人住所2	譲渡人氏名2	譲渡人住所3	譲渡人氏名3	譲渡人住所4	譲渡人氏名4	譲渡人住所5	譲渡人氏名5	譲受人住所1	譲受人氏名1	譲受人住所2	譲受人氏名2	譲受人住所3	譲受人氏名3	譲受人住所4	譲受人氏名4

譲受人住所5	譲受人氏名5	申請地1	地番1	田1	畑1	申請地2	地番2	田2	畑2	申請地3	地番3	田3	畑3	申請地4	地番4	田4	畑4	申請地5	地番5	田5	畑5	田(計)	畑(計)	転用積面計	農地区分	転用目的	用途	施設の概要

併用地面積	権利の種類	有償、無償の別	優良農地の許可判断の根拠	土地の区域区分	都市計画区分	工期	受付年月日	農振除外	一時転用	計変コード	計画変更日	取下等コード	取下・取消・承継日	許可証明コード	許可証明日	工事完了日	備考	工事完了証明

様式第19号

無断転用事案に係る意見書

年　　月　　日

農業委員会会長

申請者住所氏名	区分	住所			氏名	
	譲渡人（貸人）	市町				
	譲受人（借人）	市町				
申請地	所在	地番	地目	面積	全体面積	
	市町			㎡	外筆計	㎡
転用目的						
許可前に着工した理由（詳細に記入のこと）						
着手時期中止時期	着手年月日	年　月　日		中止年月日	年　月　日	
土地の現況（工事の進捗状況）						
農業委員会のとった措置	違反を知った年月日	年　月　日		調査年月日	年　月　日	
農業委員会の意見						

様式第20号

農地法附則第２項第　号に基づく協議に係る事案の概要書

年　月　日

香　川　県

申請者の住所・氏名	譲受人（借人）	(住所)				(氏名)			
	譲渡人（貸人）	(住所)				(氏名)		外　名	
申請土地	所在地番							番　外　筆	
	地目別面積	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡	その他	㎡
	申請土地の所在する区域	市街化区域		市街化調整区域		その他の区域			
権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期		権利の存続期間			
		設定・移転							
農地の区分	農地転用に関する許可基準に定める農地の区分の該当事項								
	(該当事項を具体的に説明する)								

転用候補地内の農地の区分別面積及びその割合		農用地区域内農地	甲種農地	第１種農地	第２種農地	第３種農地	農地の合計面積	(参考)全体面積
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	割合	%	%	%	%	%	%	１００%

特定土地改良事業等関係	事業の種類	事業施行者	施行面積	申請地に関係する面積	施行時期	申請地に関係する土地改良財産

申請農地と都市計画との関係				
	都市計画区域決定の有無	計画区域内	計画区域外	(告示　年　月　日)
	都市計画法第８条の地域地区の決定	地域地区の種類		
		決定なし		
申請農地と農業振興地域整備計画との関係	農業振興地域決定の有無	振興地域内	振興地域外	(告示　年　月　日)
	農用地区域決定の有無	農用地区域内	農用地区域外	(決定　年　月　日)
転用目的				

転用目的に係る事業又は施設の概要		名称	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				㎡
	建築物		棟	㎡	㎡
	小計		棟	㎡	㎡
	工作物		棟	㎡	㎡
	合計		棟	㎡	㎡

転用事業実施の確実性の概要及び周辺の農地への被害防除措置等の妥当性の概要	
農業上の土地利用との調整を了している場合等はその概要	
許可条項及び説明	
付すべき条件	
協議に際して特記すべき事項	

（記載注意）

1　「農地の区分」欄には、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第２の１に規定する農用地区域内農地、甲種農地、第１種農地、第２種農地又は第３種農地の別を記載する。

2　「農地の区分」の「農地転用に関する許可基準に定める農地の区分の該当事項」欄には、運用通知の区分を記載する。（例：第１種農地の場合にあっては「運用通知第２の１のイの(ア)のａ」、第２種農地の場合にあっては「運用通知第２の１のオの(ア)のａの(ａ)」など）

3　「農業上の土地利用との調整を了している場合等はその概要」欄には、調整した土地利用計画等の名称、調整経緯等を記載する。

4　「協議に際して特記すべき事項」欄には、知事が許可の適否の決定に際し特に協議しておくべき事項を記載する。

様式第21号

農地法第４条第１項の規定による許可書

１　申請者の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名					
	住所又は主たる事務所の所在地					
２　許可を行う土地の所在等	所　在		地　番	面　積		備　考
				田	畑	
	計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡）					

農業委員会経由　　第　　号

上記の土地を　　用地に供する件は、農地法第４条第１項の規定により許可します。

許可条件
１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。
（注：工事完了証明が必要な場合）
３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会の工事完了証明の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。
　ただし、都市計画法第36条第２項に規定する検査済証、同条第３項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の４第３項若しくは第63条第３項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を市町農業委員会に提出すること。
４　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］
１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。
２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示
１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。
　ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。
２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第22号

農地法第４条第１項の規定による許可書（特定建築条件付売買予定地）

１　申請者の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

２　許可を行う土地の所在等	所　在	地　番	面　積		備　考
			田	畑	
	計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡）				

農業委員会経由　　第　　号

上記の土地を　　に供する件は、農地法第４条第１項の規定により許可します。

許可条件

１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。以下同じ。）が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。

　ただし、都市計画法第36条第２項に規定する検査済証、同条第３項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の４第３項若しくは第63条第３項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を市町農業委員会に提出すること。

４　土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後に行うこと。ただし、建築基準法第６条第１項の確認を受けなければならないものについては、同条第４項の確認済証の交付を受けた後に、当該土地を土地購入者に引き渡すことができる。

５　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第23号

農業委員会経由　　第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付けで農地法第４条第１項の許可の申請があった下記農地を（　　）に供する件は、下記理由により許可しません。

年　　月　　日

香川県知事　　印

記

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	
（理由）					

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第24号

農業委員会経由　　第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付けの下記農地に係る農地法第４条第１項の許可の申請は、下記理由により却下します。

年　　月　　日

香川県知事　　印

記

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	
（理由）					

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第25号

農地法第５条第１項の規定による許可書

１　譲渡人（貸人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
２　譲受人（借人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

３　許可を行う土地の所在等

所在	地番	面積		備考
		田	畑	
計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡　採草放牧地　　㎡）				

農業委員会経由　　第　　号

上記の土地の（に）　　移転（設定）し、

用地に供する件は、農地法第５条第１項の規定により許可します。

許可条件

１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。

（注：工事完了証明が必要な場合）

３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会の工事完了証明の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。

ただし、都市計画法第36条第２項に規定する検査済証、同条第３項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の４第３項若しくは第63条第３項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を市町農業委員会に提出すること。

４　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第26号

農地法第５条第１項の規定による許可書（特定建築条件付売買予定地）

１　譲渡人（貸人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
２　譲受人（借人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

３　許可を行う土地の所在等

所在	地番	面積		備考
		田	畑	
計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡　採草放牧地　　㎡）				

農業委員会経由　　第　　号

上記の土地の（に）　　を移転（設定）し、　　において　　に供する件は、農地法第５条第１項の規定により許可します。

許可条件

１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。以下同じ。）が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。

　ただし、都市計画法第36条第２項に規定する検査済証、同条第３項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の４第３項若しくは第63条第３項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を市町農業委員会に提出すること。

４　土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後に行うこと。ただし、建築基準法第６条第１項の確認を受けなければならないものについては、同条第４項の確認済証の交付を受けた後に、当該土地を土地購入者に引き渡すことができる。

５　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第27号

農業委員会経由　　第　　号

申請者
- 譲渡人　住　所
- （貸人）　氏　名
- 譲受人　住　所
- （借人）　氏　名

年　　月　　日付けで農地法第５条第１項の許可の申請があった下記農地（採草放牧地）の[に]を[移転/設定]し[譲受人/借人]において　　に供する件は、下記理由により許可しません。

年　　月　　日

香川県知事　　印

記

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	
（理由）					

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第28号

農業委員会経由　　第　　号

申請者
- 譲渡人　住　所
- （貸人）　氏　名
- 譲受人　住　所
- （借人）　氏　名

　　年　　月　　日付けの下記農地（採草放牧地）に係る農地法第５条第１項の許可の申請は、下記理由により却下します。

年　　月　　日

香川県知事　　印

記

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	
（理由）					

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第29号

農地法第４条第１項の規定による許可書（一時転用）

１　申請者の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

２　許可を行う土地の所在等	所　在	地　番	面　積		備　考
			田	畑	
	計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡）				

農業委員会経由　　第　　号

年　　月　　日付けで申請のあった上記の土地を

に供するために行う一時転用の件は、農地法第４条第１項の規定により許可します。

許可条件

１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

３　許可を受けた土地は、　　年　　月　　日までに農地へ復元すること。
また、農地に復元したときは、遅滞なく市町農業委員会に届け出ること。

４　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第30号

農地法第４条第１項の規定による許可書（営農型発電を目的とする一時転用）

１　申請者の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

２　許可を行う土地の所在等	所　在	地　番	面　積		備　考
			田	畑	
	計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡）				

農業委員会経由　　第　　号

年　　月　　日付けで申請のあった上記の土地を

に供するために行う一時転用の件は、農地法第４条第１項の規定により許可します。

営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物

許可条件

１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。

４　営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保され、支柱は、これを前提として設置される営農型発電設備を支えるものとして利用されること。

５　９に定める一時転用の期限までの間、毎年２月末までに、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支の状況を報告すること。栽培実績については、あらかじめ、その内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者の確認を受けること。

６　営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないことが見込まれる場合は、営農の適切な継続を確保するために必要な改善措置を迅速に講ずること。

７　６に定める場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合にあっては遅滞なく、営農型発電設備を改築する場合又は当該発電事業を第三者に承継する場合にあってはあらかじめ、市町農業委員会に申し出て、県又は市町農業委員会の指示に従うこと。

８　営農型発電設備の下部の農地において営農を行わない場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合は、営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として自ら設置した電柱、電線路等を含む。）を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

９　許可を受けた土地は、　　年　　月　　日までに農地へ復元すること。
**　また、農地に復元したときは、遅滞なく市町農業委員会に届け出ること。**

10　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第31号

農地法第５条第１項の規定による許可書（一時転用）

１　譲渡人（貸人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
２　譲受人（借人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

３　許可を行う土地の所在等	所　在	地　番	面　積		備　考
			田	畑	
	計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡　採草放牧地　　㎡）				

農業委員会経由　　第　　号

年　　月　　日付けで申請のあった上記の農地（採草放牧地）に　　を設定し、借人において　　用地に供するために行う一時転用の件は、農地法第５条第１項の規定により許可します。

許可条件

１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

３　許可を受けた土地は、　　年　　月　　日までに農地へ復元すること。
また、農地に復元したときは、遅滞なく市町農業委員会に届け出ること。

４　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第32号

農地法第５条第１項の規定による許可書（営農型発電を目的とする一時転用）

１　譲渡人（貸人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
２　譲受人（借人）の氏名及び住所	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	

３　許可を行う土地の所在等

所　在	地　番	面　積		備　考
		田	畑	
計　　㎡　（田　　㎡　畑　　㎡）				

農業委員会経由　　第　　号

年　　月　　日付けで申請のあった上記の農地に　　を設定し、借人において　　用地に供するために行う一時転用の件は、農地法第５条第１項の規定により許可します。

営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物

許可条件

１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

３　許可に係る工事が完了したときは、市町農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。

４　営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保され、支柱は、これを前提として設置される営農型発電設備を支えるものとして利用されること。

５　９に定める一時転用の期限までの間、毎年２月末までに、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支の状況を報告すること。栽培実績については、あらかじめ、その内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者の確認を受けること。

６　営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないことが見込まれる場合は、営農の適切な継続を確保するために必要な改善措置を迅速に講ずること。

７　６に定める場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合にあっては遅滞なく、営農型発電設備を改築する場合又は当該発電事業を第三者に承継する場合にあってはあらかじめ、市町農業委員会に申し出て、県又は市町農業委員会の指示に従うこと。

８　営農型発電設備の下部の農地において営農を行わない場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合は、営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として自ら設置した電柱、電線路等を含む。）を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

９　許可を受けた土地は、　　年　　月　　日までに農地へ復元すること。
また、農地に復元したときは、遅滞なく市町農業委員会に届け出ること。

10　許可を受けた者は、許可を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

［注意事項］

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないとき、又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置をとるべきことを命ずることがある。

２　事業計画の変更を行う場合は、事前に知事の承認を受けること。

年　　月　　日

香川県知事　　印

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第33号

農地法第４条第８項の規定による協議書

年　月　日

香川県知事殿

協議者名

下記によって農地を転用したいので農地法第４条第８項の規定によって協議します。

1　協議者の住所												
2　協議をしようとする土地の所在等	土地の所在		地番	地目 登記簿	地目 現況	面積	耕作者の氏名		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別			
	郡　町 市					㎡						
	計　　㎡（田　　㎡　畑　　㎡）											
3　転用計画	(1)　転用事由の詳細	用途	事由の詳細									
	(2)　施設の利用期間	年　月　日から　年間										
	(3)　転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期（着工　年　月　日から　年　月　日まで）				第2期		合計			
			名称	棟数	建築面積	所要面積			棟数	建築面積	所要面積	
		土地造成				㎡					㎡	
		建築物			㎡					㎡		
		小計										
		工作物										
		小計										
		計										
4　予算措置等の状況												
5　転用することによって生ずる附近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要												
6　その他参考となるべき事項												

記載注意

1　「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。

2　「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を６箇月単位で区分して記載する。

様式第34号

農地法第５条第４項の規定による協議書

年　月　日

香川県知事殿

協議者名

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第4項の規定によって協議します。

1　当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所						
	譲受人								
	譲渡人								
2　協議をしようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利者の氏名又は名称	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別	
	郡 町 市				㎡				
	計　㎡（田　㎡　畑　㎡）								

3　転用計画	(1)　転用の目的		(2)　権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細							
	(3)　施設の利用期間	年　月　日から　年間								
	(4)　転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期（着工　年　月　日から　年　月　日まで） 名称	棟数	建築面積	所要面積	第2期	合計 棟数	建築面積	所要面積
		土地造成				㎡				㎡
		建築物			㎡				㎡	
		小計								
		工作物								
		小計								
		計								

4　権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
		設定　移転			
5　予算措置等の状況					
6　転用することによって生ずる附近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要					
7　その他参考となるべき事項					

記載注意

1　譲渡人が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。

2　譲渡人が2人以上である場合には、協議書の１及び２の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請できるものとする。この場合の別紙の様式は、次の別紙１及び別紙２のとおりとする。

3　「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれ以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。

4　「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を６箇月単位で区分して記載する。

（別紙１）

協議書の１の欄　当事者の住所等

当事者の別	氏　　名	住　　所
譲受人		
譲渡人		

（別紙２）

協議書の２の欄　協議をしようとする土地の所在等

譲渡人の氏名	所　　在	地　番	地　目		面　積	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	
					㎡			
計　　筆		㎡（田		㎡　畑		㎡　採草放牧地		㎡）

（記載要領）本表は、（別紙１）の譲渡人の順に名寄せしてください。

様式第35号

提出先：香川県知事

法定協議事前調整申出書

申出年月日　　年　月　日
申出者名

1　事業計画者	住所				担当者及び電話番号		
2　当該計画に係る事業目的				申出に係る権利	(所有権の移転　　)		
3　候補地の概要	所　在						
	位　置	(最寄駅等主要目標からの方向・距離及び市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域の別)					
	地目別面積(概要でも可)	田	畑	小計	採草放牧地	その他	合計
		㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	候補地内に含まれる道路、水路等公共施設の種類及び数量(概要)						
4　事業計画	建設計画	期別	第1期	第2期	～	～	合計
		期間	年月～年月	年月～年月			
		建物	棟／㎡	棟／㎡	棟／㎡	棟／㎡	棟／㎡
		工作物	件／㎡	件／㎡	件／㎡	件／㎡	件／㎡
	取水排水計画	取水予定地		取水方法		取水日量	㎥
		排水予定地		廃水処理方法		排水日量	㎥
	道路等等関係施設計画						
5　当該土地を選定した理由、選定の経緯	別紙のとおり　(別紙により具体的に選定の経緯理由を明らかにすること)						
6　候補地に関係する土地改良事業	事業施行者・		事業の種類		候補地に関係する面積		
					㎡		
7　候補地と都市計画との関係	都市計画区域決定の有無	計画区域内　　計画区域外					
	都市計画法第8条の地域、地区の決定	地域地区の種類					
		決定なし					
8　本事業実施のため必要とされる法令に基づく許認可事項							

記載注意

1　「事業計画」欄は、本申出書作成時点で策定されていない場合には、記載は要しない。

2　「当該土地を選定した理由、選定の経緯」については、別紙により具体的に選定の経緯、理由を明らかにする。

添付書類

1　事業計画地を表示（事業計画地の区画のとり方が二以上ある場合には、それぞれにつき表示）した縮尺１／10,000程度以上の図面（縮尺１／25,000以下の図面を用いるときは、そのほかに事業計画地周辺の事情が判読できる程度の見取図を添付する。）

なお、図面には、次に掲げる事項を併せて明示する。

（１）転用候補地に係る道路、水路等公共施設の位置

（２）道路、排水路等の予定地、取水地点等

（３）計画地の周辺（おおむね直径１ｋｍの範囲）の住宅、工場等宅地化の状況を中心とした土地利用状況

（４）都市計画法による市街化区域、市街化調整区域、用途地域及び都市計画街路の範囲

2　建設計画に係る建物又は工作物の配置計画図（縮尺１／500～１／2,000）（申出書作成時点で建設計画が策定されていない場合には添付を要しない。）

3　その他参考となるべき資料

様式第36号

県受付印

競公売買受適格証明願

農業委員会受付印

下記のとおり転用を目的として農地（採草放牧地）の競公売に参加したいので、買受適格者であることの証明をお願いします。

年　月　日

香川県知事　殿

申請者　氏名

1 申請者の氏名、住所等	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名			住所又は主たる事務所の所在地					年齢	電話番号
2 証明を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積	所有者 氏名	耕作者 氏名	耕作権限	備考	
					㎡					
	計　㎡（田　㎡　畑　㎡　採草放牧地　㎡）									
3 競公売の内容	競公売原因	入札期間（売却実施期間）			開札期日（売却決定期日）		競公売の実施機関名		競公売事件名	
		年　月　日から 年　月　日まで			年　月　日					
4 転用事業計画	(1) 転用目的	農家住宅　非農家の自己住宅 その他（　　）			(2) 転用の申請をする理由					
	(3) 転用目的に係る事業又は施設の概要	建築物、工作物、施設等の名称	平屋、2階建等の別	棟数	1棟の建築面積又は各工作物、施設等の面積	建築物の建築面積の合計 ㎡ 工作物、施設等の面積の合計（露天施設の面積を除く。） ㎡	(5) 転用時期	工事着工時期	年　月　日	
								工事完了時期	年　月　日	
							(6) 土地造成の方法及び盛土する土の種類等	別紙被害防除計画書のとおり		
							(7) 資金調達計画	土地代　万円 造成費　万円 建築費　万円 計　万円	自己資金　万円 借入金　万円 計　万円	
	(4) 併せて利用する土地	山林・宅地・雑種地等の面積　㎡								
5 転用することによって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要	別紙被害防除計画書のとおり						6 その他参考となる事項			

農業委員会経由　　第　　号

上記申請者は、その転用において農地法第５条第１項の許可を要する農地（採草放牧地）の買受適格を有する者であることを証明します。

ただし、この証明書は、　　年　月　日から　　年　月　日までの入札期間（売却実施期間）に限り、その効力を有するものとします。

年　月　日

香川県知事　　印

様式第37号

農業委員会受付印

農地法第　条の許可に係る工事進捗状況報告書

年　月　日

農業委員会会長　殿

報　告　者　住所
（転用事業者）氏名

農地転用の許可に係る工事の進捗状況について、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>1　許可番号及び許可年月日</td><td colspan="3">第　　号
年　月　日</td><td>2　許可に係る工事の時期</td><td colspan="3">年　月　日　着工
年　月　日　完了予定</td></tr>
<tr><td>3　転用目的</td><td colspan="5"></td><td>4　永久・一時転用の別（該当するものに○印）</td><td>永久
一時</td></tr>
<tr><td rowspan="6">5　許可を受けた土地の所在等</td><td colspan="3">土地の所在</td><td>地番</td><td>地目</td><td colspan="2">面積（㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">6　進捗状況</td><td>未着手</td><td colspan="6">理由</td></tr>
<tr><td rowspan="7">工事中</td><td rowspan="2">土地造成</td><td colspan="5">工事が完了した部分の面積　㎡ ／ 全体の面積　㎡
投入した盛土量　㎥ ／ 全体の盛土量　㎥
工事が完了した切土の量　㎥ ／ 全体の切土量　㎥</td></tr>
<tr><td colspan="5">進捗率　％</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物・工作物・施設等の名称</td><td></td><td colspan="4">基礎工事中・建築中　進捗率　％</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">基礎工事中・建築中　進捗率　％</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">基礎工事中・建築中　進捗率　％</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">基礎工事中・建築中　進捗率　％</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">基礎工事中・建築中　進捗率　％</td></tr>
</table>

添付書類　（1）　許可を受けた土地全体の現況を示す写真
（2）　その他農業委員会が必要と認める書類

留意事項　（1）　「6　進捗状況」の欄は、「未着手」及び「工事中」のうち該当するものに○印を付け、工事中の場合にあっては、「土地造成」の欄の3項目のうち該当するものに記載するとともに、「建築物・工作物・施設等の名称」の欄の「基礎工事中」及び「建築中」のうち該当するものに○印を付け、それぞれの進捗率を算定して記載してください。
（2）　工事が完了したときは、直ちに、工事完了証明願又は工事完了届を提出してください。
（3）　転用目的と実際に設置された施設とが相違するなど、当該許可に係る事業計画どおりに工事を行っていない場合は、事業計画の変更の手続、工事の是正等が必要な場合がありますので、農業委員会に申し出てください。

様式第38号

農業委員会受付印

農地法第　条の許可に係る工事進捗状況報告書（特定建築条件付売買予定地）

農業委員会会長　殿

年　　月　　日

報　告　者　　住所
（転用事業者）　氏名

農地転用の許可に係る特定建築条件付売買予定地の工事の進捗状況について、次のとおり報告します。

年　　月　　日現在

許可番号 年月日	転用事業計画					工事進捗状況										備考
							売却済区画に係る事業進捗状況							残余の土地に係る住宅の建設状況		
	所在地	地目	面積（㎡）	計画棟数	完了予定年月日	造成完了年月日	土地売買契約締結済区画数	建築請負契約締結済区画数	建築確認済区画数	土地引渡済区画数	住宅建設済区画数	住宅建設工事未済区画数	未売却区画数	工事未済棟数	工事完了済棟数	
第　号 年月日	外　筆				年月日	年月日										
第　号 年月日	外　筆				年月日	年月日										
第　号 年月日	外　筆				年月日	年月日										
第　号 年月日	外　筆				年月日	年月日										
第　号 年月日	外　筆				年月日	年月日										

〔記入上の留意事項〕

1　農地転用の許可に係る特定建築条件付売買予定地であり、かつ、工事未済のものについてのみ記入すること。

2　売却済区画に係る事業進捗状況の欄には、土地売買契約において、転用事業者又は当該転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について建築請負契約を締結することを約したものについて記入すること。

3　建築確認済区画数の欄には、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第４項の確認済証の交付を受けた区画数を記入すること。ただし、同条第１項の規定による確認を要しない場合にあっては、「－」と記入すること。

4　残余の土地に係る住宅の建設状況の欄には、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断し、自ら住宅を建設することとした場合に記入すること。

様式第39号

（表面）

基　本　台　帳

県整理番号	年 No.
農業委員会	年 No.

1 転用事業等の概要

転用事業者名	住所又は主たる事務所の所在地	許可年月日番号	許可条文	特記事項
		農政第　（　）号 年　月　日	4 第　条 5	

転用目的	面積	土地の所在	農用地区域
	田　㎡ 畑　㎡ その他　㎡	市　町 番 外　筆	内・外

期別計画		建設する施設等の概要	工事完了証明年月日
第1期	（着工時期）年　月・（完了時期）年　月		年　月　日
第2期	年　月・年　月		年　月　日

2 転用事業進捗状況の把握

工事進捗状況報告書提出状況

報告書を提出すべき時期	報告書提出状況			工事が遅延している場合の理由及び今後の計画の見通し等	報告書提出督促状況		
					督促期日		
回数	提出期日	受理月日	報告内容		通知	提出期限	文書番号
第1回	・　年	月・			・　・	・　・	
第2回	・	・			・　・	・　・	
第3回	・	・			・　・	・　・	
第4回	・	・			・　・	・　・	

市町現地調査（事業進捗状況確認）

回数	調査期日	調査者職氏名	調査結果の概要
第1回	・　・		
第2回	・　・		
第3回	・　・		
第4回	・　・		

3 事情聴取及び農業委員会が執った措置及び指導内容

通知年月日 出頭年月日	転用事業者の事業の内容	転用地の現況	措置・指導内容等	担当者職氏名
・　・				
・　・				
・　・				
・　・				

4 勧告

勧告期日	文書番号	勧告内容	勧告後の工事の実施状況
・　・			

（裏面）

5 事情聴取及び措置指導内容	農業委員会の意見	意見書受理年月日	県現地調査					事業計画の変更	
			調査期日	調査者職氏名	工事進捗状況	転用事業者の事情の内容	措置・指導内容等	変更承認年月日	変更後の事業内容
		・ ・	・ ・					・ ・	
		・ ・	・ ・					・ ・	
		・ ・	・ ・					・ ・	
		・ ・	・ ・					・ ・	

6 催告状況	工事実施の催告状況		
	催告期日	文書番号	催告内容
	・ ・		

7 催告後の状況	催告後の工事の実施状況等			
	農業委員会の意見書受理年月日	合同調査年月日	転用地の現況	工事の実施状況等（事由・完了の見込み等）
	・ ・			
	・ ・			

8 措置の内容	県知事が執った措置内容（農地法第51条の規定による処分内容・事業計画変更承認等）

9 備考	

様式第40号

第　　号
年　月　日

殿

農業委員会会長　　㊞

工事進捗状況報告書等の提出について（督促）

貴殿は　　年　月　日付け　　第　　号で農地転用許可を受けた際の許可条件に基づく工事進捗状況報告書が提出されていませんので、　　年　月　日までに提出するよう督促します。

記

督　促　す　る　書　類
1　　年　月末日現在の工事進捗状況報告書
2　工事が遅延している場合はその理由書と今後の転用事業計画書
3　その他（　　）

（注）1　上記「1の工事進捗状況報告書」は当農業委員会事務局に所定の用紙がありますので、紛失されている場合はお越しください。
2　工事が転用許可時の事業計画内容どおりに行われていない場合は、その内容と理由書を提出してください。
3　すでに提出されている場合は、この督促状による督促とあなたの提出が行き違いになったものと思われますのであしからず御了承ください。

様式第41号

第　　号
年　月　日

殿

農業委員会会長　　㊞

事情聴取通知書

貴殿は　　年　月　日付け　　第　　号で農地転用許可を受けた土地に係る事業についての工事の進捗状況報告書の提出がなく、また転用許可申請書に記載した事業計画どおり工事を行っていないので、つぎにより事情聴取をしますから出頭してください。

記

1　事情聴取する内容	1　工事の進捗状況 2　工事を遅延している理由 3　今後の工事の見通し等
2　日　時	年　月　日 午前　午後　　時　分
3　場　所	農業委員会事務局

1　やむを得ず上記の日時に出頭できない時は、いつ出席できるか当農業委員会事務局（電話　　）まで事前に連絡してください。
2　出頭する際に印鑑を持参してください。

様式第42号

第　　号
年　　月　　日

様

農業委員会会長　　印

勧　　告　　書

貴殿は、　　年　　月　　日付け　　第　　号で農地転用許可を受けた土地に係る事業については、次の勧告理由のとおりであるので速やかに許可申請書に記載した工事を完成させ、許可の目的に供するよう勧告します。

なお、この勧告に従わない場合には農地法第51条第１項の規定により、農地転用許可の取消等の処分がなされることがありますので念のため申し添えます。

記

	土　地　の　所　在	面　積
1　許可した土地	市　町　番地　外　筆	㎡
2　許可目的		
3　許可申請書に記載された転用計画の時期	年　月　日　工事着工　・　年　月　日　工事完了予定	
4　勧告理由		

様式第43号

第　　号
年　　月　　日

転用許可後の事後指導報告書

農業委員会会長

県整理番号	農業委員会整理番号	許可年月日及び許可番号	転用事業者氏名	報告時の工事進捗率	遅延理由及び完了予定年月日	農業委員会で執った措置		農業委員会の意見（県で執るべき措置）	県で執った措置	
						指導回数	指導内容		現地調査年月日及び調査者氏名	勧告年月日
						現地調査　　回 呼出して指導　　回 勧告年月日 年　月　日	①工事を早期に着工するよう ②工事を早期に完了するよう ③許可どおり工事を行うよう ④事業計画の変更を行うよう ⑤旧所有者に返還 ⑥旧所有者と新たな希望者による申請 ⑦承継による申請 （以下は番号のみ記入する）			

様式第44号

農業委員会受付印

農地法第　　条の許可に係る工事完了届

年　　月　　日

農業委員会会長　殿

届出者　（貸人）住所
　　氏名

　　（転用事業者）住所
　　氏名

農地転用の許可に係る工事が完了したので、届け出ます。

1　許可番号及び許可年月日 （事業計画変更の承認番号及び承認年月日）	第　　号 年　月　日 （第　　号 年　月　日）	2　許可に係る工事の時期	年　月　日　着工 年　月　日　完了	
3　転用目的			4　永久・一時転用の別（該当するものに○印）	永久 一時
5　許可を受けた土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積（㎡）

添付書類　（1）　許可を受けた土地全体の現況を示す写真
（2）　その他農業委員会が必要と認める書類

留意事項　（1）　届出者の貸人の欄は、一時転用の許可に係る工事の完了を届け出る場合のみ、記載してください。
（2）　「事業計画変更の承認番号及び承認年月日」の欄は、当該転用許可について事業計画変更の承認を受けている場合に、その承認番号及び承認年月日（当該承認を２回以上受けている場合は、直近のもの）を記載してください。
（3）　転用目的が駐車場、資材置場、道路その他建築物等の設置を伴わない施設である場合は、当該許可に係る事業計画どおりの用途に供した時点で提出してください。
（4）　転用目的が植林の場合は、植林後１年以上経過し成熟した樹木になった時点で提出してください。
（5）　転用目的と実際に設置された施設とが相違するなど、当該許可に係る事業計画どおりに工事を行っていない場合は、事業計画の変更の手続、工事の是正等が必要な場合がありますので、農業委員会に申し出てください。

様式第45号

工　事　完　了　一　覧　表　　（　月分）

農業委員会

番号	委員会コード	工事完了証明書交付日又は届出受付日	申　請　者	許可年月日	許可番号	許可を受けた土地				許可を受けた施設の概要			備　考
						所在	地番	地目	面積(㎡)	建築物工作物その他施設等の名称	棟数	建築総面積又は施設の所要面積(㎡)	

（注１）　工事完了届の場合は、備考欄に「工事完了届」と記載してください。
（注２）　転用目的が分譲住宅又は特定建築条件付売買予定地の場合は、備考欄に全体棟数及び完了棟数を記載してください。この場合において、全体棟数の変更等の事業計画の軽易な変更があるときは、その内容を併せて記載してください。
（注３）　転用目的が分譲住宅又は特定建築条件付売買予定地以外の場合は、「許可を受けた土地」の「所在」、「地番」及び「地目」並びに「建築総面積又は施設の所要面積（㎡）」の欄は、記載を省略することができます。

様式第45号

工　事　完　了　一　覧　表　　（　月分）

○○市農業委員会

番号	委員会コード	工事完了証明書交付日又は届出受付日	申　請　者	許可年月日	許可番号	許可を受けた土地				許可を受けた施設の概要			備　考
						所在	地番	地目	面積(㎡)	建築物工作物その他施設等の名称	棟数	建築総面積又は施設の所要面積(㎡)	
1	201	R3.5.15	㈲香川不動産 代香川　太郎	R4.1.25	3農政第 623(10)1号	高松市番町四丁目	1番10号 外1	田、畑	550	分譲住宅	3	180.00	6棟中4棟完了 5棟から6棟に変更
2	201	R3.5.20	香川　花子	R4.3.27	3農政第 623(12)1号				499	住宅	1		工事完了届

（注１）　工事完了届の場合は、備考欄に「工事完了届」と記載してください。
（注２）　転用目的が分譲住宅又は特定建築条件付売買予定地の場合は、備考欄に全体棟数及び完了棟数を記載してください。この場合において、全体棟数の変更等の事業計画の軽易な変更があるときは、その内容を併せて記載してください。
（注３）　転用目的が分譲住宅又は特定建築条件付売買予定地以外の場合は、「許可を受けた土地」の「所在」、「地番」及び「地目」並びに「建築総面積又は施設の所要面積（㎡）」の欄は、記載を省略することができます。

様式第46号

県 受 付 印

農業委員会受付印

営農型発電設備の下部の農地における
農作物の生産に係る栽培実績及び収支報告書

年　　月　　日

香川県知事　殿

報　告　者
- 営農者（営農型発電設備の下部の農地において営農する者）
  - 住所
  - 氏名
- 転用事業者（営農型発電設備を設置する者）
  - 住所
  - 氏名

営農型発電を目的とする一時転用の許可に係る営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び営農における収支状況について、次のとおり報告します。

１　許可の概要及び農作物の生産に係る栽培実績

１　許可番号及び許可年月日	第　　号 年　　月　　日	２　一時転用の期間	年　　月　　日　まで	
３　許可を受けた土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積
				㎡のうち　　㎡
				㎡のうち　　㎡
				㎡のうち　　㎡
				㎡のうち　　㎡
				㎡のうち　　㎡
	一時転用の面積　計			㎡
	営農型発電設備の下部の農地の面積			㎡

４　営農型発電設備の下部の農地において営農する者の氏名及びその者が栽培している農作物の名称	氏名	作付作物

５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

（１）　農作物の収穫が行われている場合

ア　イ以外の場合

作付作物	作付面積（㎡）	営農型発電設備の下部の農地の単位面積当たりの収穫量（kg/10a）	同一地域内の農地の平均的な単位面積当たりの収穫量（kg/10a）	収穫した農作物の品質（等級、糖度等）	営農型発電設備の遮光率（%）	備考

イ　遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積（㎡）	農地の利用の程度	収穫した農作物の品質（等級、糖度等）	営農型発電設備の遮光率（%）	備考

（2）　農作物の収穫が行われていない場合

ア　生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積（㎡）	栽培管理及び生育の状況	営農型発電設備の遮光率（%）	備考

イ　ア以外の場合で収穫が行われていない場合

（その理由）

報告の内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者の所見（具体的に記載してください。）

年　　月　　日確認　　知見を有する者　所属
役職・氏名　　㊞
住所
連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

（添付書類）

1　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況を確認することができる写真及びその撮影位置を示した図面

2　営農型発電設備の下部の農地において栽培した農作物を収穫した場合（遊休農地を再生利用した場合を除く。）にあっては、その収穫のあった農地の部分を示した図面

3　営農型発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合（遊休農地を再生利用した場合を除く。）にあっては、その出荷量を証する書面の写し

4　留意事項のクに該当する場合にあっては、知見を有する者の試験研究実績や栽培実績等に係る研究データや栽培実績データ等の資料

2　収支状況

前々年度（令和　年度）			前年度（令和　年度）			今年度（令和　年度）		
科目		金額(円)	科目		金額(円)	科目		金額(円)
収入金額	販売金額		収入金額	販売金額		収入金額	販売金額	
	自家消費			自家消費			自家消費	
	雑収入			雑収入			雑収入	
	(発電収入)			(発電収入)			(発電収入)	
	(営農協力金)			(営農協力金)			(営農協力金)	
	小　計			小　計			小　計	
支出金額	種苗費		支出金額	種苗費		支出金額	種苗費	
	肥料費			肥料費			肥料費	
	農機具費			農機具費			農機具費	
	農薬・衛生費			農薬・衛生費			農薬・衛生費	
	動力光熱費			動力光熱費			動力光熱費	
	修繕費			修繕費			修繕費	
	人件費			人件費			人件費	
	地代・賃借料			地代・賃借料			地代・賃借料	
	農業共済掛金			農業共済掛金			農業共済掛金	
	減価償却費			減価償却費			減価償却費	
	土地改良費			土地改良費			土地改良費	
	雑費			雑費			雑費	
	租税公課			租税公課			租税公課	
	小　計			小　計			小　計	
差引金額			差引金額			差引金額		

（留意事項）

ア　１の「５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（１）のアの「営農型発電設備の下部の農地の単位面積当たりの収穫量」の欄には、許可後であって当該報告書の提出の日前１年間の収穫について記載してください。なお、当該農地と一体的に営農を行っている他の農地の収穫分は含まれません。

イ　１の「５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（１）のアの「同一地域内の農地の平均的な単位面積当たりの収穫量」の欄には、当該営農型発電設備の下部の農地の周辺地域における農地（営農型発電設備の設置されていないものに限る。ウにおいて同じ。）の平均的な単位面積当たりの収穫量を記載してください。ただし、申請に係る市町において栽培されていない農作物を栽培している場合等、同一地域内に比較対象となる農地がない場合は、当該許可の申請書の添付書類である「営農型発電設備の下部の農地における営農計画書」（様式第16号の１）の２の（５）の①のアに記載した「同一地域内の農地の平均的な単位面積当たりの収穫量」又はイに記載した「営農型発電設備の下部の農地の単位面積当たりの収穫量の見込み」の欄に記載した収穫量を記載してください。

ウ　１の「５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（１）のイの「農地の利用の程度」の欄には、当該営農型発電設備の下部の農地での農作物の生産の状況について、周辺地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。

エ　１の「５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（１）のア及びイの「収穫した農作物の品質」の欄には、収穫した農作物の等級、糖度等を記載してください。ただし、等級、糖度その他の品質に係る指標のない農作物の場合にあっては、次に掲げる事項について記載してください。

（１）　商品として出荷できるものかどうか。

（２）　同一地域内の農地（営農型発電設備の設置されていないものに限る。）において栽培されている同一の農作物の品質と比較して著しい劣化があるかどうか。

オ　１の「５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（１）のア及びイの「営農型発電設備の遮光率」の欄には、当該営農型発電設備の設計上の遮光率を記載してください。ただし、当該遮光率が不明の場合にあっては、当該営農型発電設備の直下の農地面積のうち太陽光パネルの水平投影面積の占める割合を記載してください。

カ　営農型発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合にあっては、１の「５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（１）のア及びイの「備考」の欄に、その販売量及び売上高を記載してください。

キ　１の「５　営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の（２）のアの「栽培管理及び生育の状況」の欄には、当該許可申請時の営農計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、営農計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。

ク　１の「知見を有する者の当該作物への関わり」の欄には、申請時に提出した「営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書」（様式第16号の３）に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に当該意見書を提出していない場合（「営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み」（様式第16号の２）の記載要領ウの（ア）において①又は③を選択した場合）に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、添付書類の４の資料を添付してください。

ケ　添付書類の１の写真とは、許可後であって、当該報告書の提出の日前の直近の収穫時期において農作物を収穫する直前（農作物の収穫が行われていない場合、自然災害により被害を受けた場合等農作物を収穫することができなかった場合にあっては、当該報告書の提出の日前１か月以内）の晴天時に撮影されたものとし、当該営農型発電設備の下部の農地全体における農作物の生育状況を確認することができるよう、必要に応じて、複数の位置から撮影した写真を添付してください。

コ　２の「科目」は収支科目の主なものを記入していますので、適宜、追記・削除してください。

サ　２の「発電収入」の欄は、営農型発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。

シ　２の「営農協力金」の欄は、営農型発電設備の設置者と下部の農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

ス　各欄に書ききれない場合は、余白に記載するか又は別紙に記載の上添付してください。

様式第47号

県受付印		農業委員会受付印

農地法第 4/5 条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請書

年　　月　　日

香川県知事　殿

申請者（転用事業者）　住所　氏名　職業　（電話　　）

年　　月　　日付け　　第　　号で農地法第 4/5 条第１項の規定による許可を受けた転用計画を次のとおり変更したいので、その承認について申請します。

１　許可を受けた申請者（譲渡人）の住所及び氏名	住所			３　事業計画の変更を必要とする理由	
	氏名				
２　許可を受けた土地の所在等	所在	地番	地目	面積	
	市町			㎡	４　変更後の転用事業が許可を受けた事業と同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの理由
	市町				
	市町				
	市町				
	計　㎡	（田　㎡　畑　㎡　採草放牧地　㎡）			

５転用事業計画	区分	変更前の事業計画					変更後の事業計画				
	転用目的	農家住宅・非農家の自己住宅・その他（　　）					農家住宅・非農家の自己住宅・その他（　　）				
	転用時期	工事着工　年　月　日			工事完了　年　月　日		工事着工　年　月　日			工事完了　年　月　日	
	転用目的に係る事業又は施設の概要	建築物、工作物、施設等の名称	平屋・２階建等の別	棟数	１棟の建築面積又は各工作物、施設等の面積	建築物の建築面積の合計 ㎡ 工作物、施設等の面積の合計（露天施設の面積を除く。） ㎡	建築物、工作物、施設等の名称	平屋・２階建等の別	棟数	１棟の建築面積又は各工作物、施設等の面積	建築物の建築面積の合計 ㎡ 工作物、施設等の面積の合計（露天施設の面積を除く。） ㎡
	併せて利用する土地	山林・宅地・雑種地等の面積　㎡					山林・宅地・雑種地等の面積　㎡				

６変更後の転用事業によって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要		７変更後の資金調達計画				８その他参考となる事項	
	別紙被害防除計画書（様式第3号）のとおり	土地代	万円	自己資金	万円		
		造成費	万円	借入金	万円		
		建築費	万円				
		計	万円	計	万円		

添付書類　１．変更後の事業計画に係る土地の登記事項証明書※、事業計画書及び関係図面（申請地の位置及び附近の見取図、公図写し、土地利用計画図、建物平面図、防災計画平面図等）
２．変更前の事業計画に係る関係図面（土地利用計画図及び建物平面図）
３．事業計画の変更により必要となった他法令の許認可書等の写し
４．事業計画の変更により隣接地に与える影響が大きく変化する場合は、必要に応じて隣接農地関係者同意書、土地改良区意見書等
５．法人等にあっては、法人の登記事項証明書等※
６．資金証明書（預金残高証明書、貸付見込証明書等）
７．その他参考書類
※農業委員会が登記情報連携システム又は法人ベース・レジストリにより登記事項を確認できる場合は登記事項証明書の添付を要しない。

様式第48号

農業委員会経由
第　　号
年　月　日

申請者　住　所

氏　名

香川県知事　　印

農地転用事業計画変更の承認について

年　月　日付けで申請のあった　　年　月　日付け　　第　　号をもって許可した農地法第　　条第１項の許可に係る転用事業計画の変更については、許可に付した用途及び条件を下記のとおり変更し、これを承認します。

記

１　転用事業計画の変更を承認する土地

所在	地番	地目	面積	備考
			㎡	

２　変更後の用途及び施設の概要

３　条件

（１）　転用事業計画変更申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。

（２）　承認に係る工事が完了するまでの間、本件承認の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

（３）　承認に係る工事が完了したときは、次のＡ又はＢのうち指示する項目の処理を行うこと。

Ａ　市町農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。

Ｂ　市町農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。ただし、都市計画法第36条第２項に規定する検査済証、同条第３項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の４第３項若しくは第63条第３項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、許可に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を市町農業委員会に提出すること。

（４）　承認を受けた者は、承認を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第49号

農業委員会経由
第　　号
年　月　日

申請者　住　所

氏　名

香川県知事　　印

農地転用事業計画変更の承認について

年　月　日付けで申請のあった　　年　月　日付け　　第　　号をもって許可した農地法第　　条第１項の許可に係る転用事業計画の変更については、許可に付した用途及び条件を下記のとおり変更し、これを承認します。

記

１　転用事業計画の変更を承認する土地

所在	地番	地目	面積	備考
			㎡	

２　変更後の用途及び施設の概要

３　条件

（１）　転用事業計画変更申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。

（２）　承認に係る工事（住宅の建設工事を含む。以下同じ。）が完了するまでの間、本件承認の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

（３）　承認に係る工事が完了したときは、市町農業委員会の工事完了証明書の発行を受けて、地目変更登記に添付しなければならない。

ただし、都市計画法第36条第２項に規定する検査済証、同条第３項の規定による工事の完了の公告が行われたことを証する書面又は租税特別措置法第28条の４第３項若しくは第63条第３項の規定による証明書を添付して地目変更登記を行った場合は、承認に係る工事の完了後遅滞なく工事完了届を市町農業委員会に提出すること。

（４）　土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後に行うこと。ただし、建築基準法第６条第１項の確認を受けなければならないものについては、同条第４項の確認済証の交付を受けた後に、当該土地を土地購入者に引き渡すことができる。

（５）　承認を受けた者は、承認を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第50号

農業委員会経由
第　　号
年　月　日

申請者　住　所

氏　名

香川県知事　　印

農地転用事業計画変更の承認について

年　月　日付けで申請のあった　　年　月　日付け　　第　　号をもって許可した農地法第　　条第１項の許可に係る転用事業計画の変更については、許可に付した用途及び条件を下記のとおり変更し、これを承認します。

記

１　転用事業計画の変更を承認する土地

所在	地番	地目	面積	備考
			㎡	

２　変更後の用途及び施設の概要

３　条件

（１）　転用事業計画変更申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。

（２）　承認に係る工事が完了するまでの間、本件承認の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

（３）　承認を受けた土地は、　　年　月　日までに農地へ復元すること。
また、農地に復元したときは、遅滞なく市町農業委員会へ届け出ること。

（４）　承認を受けた者は、承認を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第51号

農 業 委 員 会 経 由
第　　号
年　　月　　日

申請者　住　所

氏　名

香川県知事　　㊞

農地転用事業計画変更の承認について

　　年　　月　　日付けで申請のあった　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって許可した農地法第　　条第１項の許可に係る転用事業計画の変更については、許可に付した用途及び条件を下記のとおり変更し、これを承認します。

記

１　転用事業計画の変更を承認する土地

所在	地番	地目	面積	備考
			㎡	

２　変更後の用途及び施設の概要

営農型発電設備の下部の農地において栽培する農作物

３　条件

（１）　転用事業計画変更申請に係る変更後の事業計画に従って事業の用に供すること。

（２）　承認に係る工事が完了するまでの間、本件承認の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を報告すること。

（３）　承認に係る工事が完了したときは、市町農業委員会に遅滞なく工事完了届を提出すること。

（４）　営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保され、支柱は、これを前提として設置される営農型発電設備を支えるものとして利用されること。

（５）　（９）に定める一時転用の期限までの間、毎年２月末までに、営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る栽培実績及び収支の状況を報告すること。栽培実績については、あらかじめ、その内容が適切であるかどうかについて必要な知見を有する者の確認を受けること。

（６）　営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないことが見込まれる場合は、営農の適切な継続を確保するために必要な改善措置を迅速に講ずること。

（７）　（６）に定める場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合にあっては遅滞なく、営農型発電設備を改築する場合又は当該発電事業を第三者に承継する場合にあってはあらかじめ、市町農業委員会に申し出て、県又は市町農業委員会の指示に従うこと。

（８）　営農型発電設備の下部の農地において営農を行わない場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合は、営農型発電設備（支柱、パワーコンディショナ等の付属機器その他当該営農型発電設備を稼働させるために必要な施設として自ら設置した電柱、電線路等を含む。）を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

（９）　承認を受けた土地は、　　年　　月　　日までに農地へ復元すること。
**　　また、農地に復元したときは、遅滞なく市町農業委員会へ届け出ること。**

（10）　承認を受けた者は、承認を受けた土地に県又は市町農業委員会の職員が立ち入り、工事の進捗状況について調査することを承諾しなければならない。

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

　ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第52号

県受付印

農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請書

農業委員会受付印

年　月　日

香川県知事　殿

申請者　住所
（転用事業者）氏名
申請者　住所
（承　継　者）氏名　　（電話　　）

年　月　日付け　　第　　号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた土地を承継し、転用計画を次のとおり変更したいので承認くださるよう申請します。

1　許可を受けた申請者（旧譲渡人）の住所及び氏名	住所				3　土地の概要	農地のままである。 農地に復旧することが困難。 農地に復旧することが容易。
	氏名					
2　許可を受けた土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積	4　転用事業者が転用事業を遂行できない理由	
	市町			㎡		
	市町					
	市町				5　変更後の転用事業が許可を受けた事業と同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの理由	
	市町					
	市町					
	計　㎡	（田　㎡　畑　㎡ 採草放牧地　㎡）				

6　転用事業計画	区分	変更前の事業計画					変更後の事業計画			
	転用目的	農家住宅・非農家の自己住宅・その他（　　）					農家住宅・非農家の自己住宅・その他（　　）			
	転用時期	工事着工	年　月　日		工事完了	年　月　日	工事着工	年　月　日	工事完了	年　月　日
	転用目的に係る事業又は施設の概要	建築物、工作物、施設等の名称	平屋・2階建等の別	棟数	1棟の建築面積又は各工作物、施設等の面積	建築物の建築面積の合計　㎡ 工作物、施設等の面積の合計（露天施設の面積を除く。）　㎡	7　計画変更後の資金調達計画	別添許可申請書のとおり		
							8　変更後の転用事業によって生ずる附近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要	別添許可申請書のとおり		
	併せて利用する土地	山林・宅地・雑種地等の面積　㎡					9　その他参考となる事項			

注意事項　この申請書提出に当たっては、農地法第５条第１項の規定による許可申請書を同時に提出してください。

意　見　書

香川県知事　殿　　年　月　日

次のとおり意見決定したので進達します。　　農業委員会会長

審査事項	意見		
許可の取消処分を行ってもその土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは	認められない　認められる	意見決定年月日	年　月　日
許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと	認められる　認められない	総合判断	承認　不承認
変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると	認められる　認められない	その他参考事項	
周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業に比べて同程度又はそれ以下と	認められる　認められない		

様式第53号

同　　意　　書

私は　　年　　月　　日付け　　第　　号で転用許可を受けた下記土地について、当初の転用事業者と承継者が事業計画変更を行うことに同意します。

年　　月　　日

住所

旧所有者

氏名　　㊞

1　許可を受けた土地の所在、地番、地目、面積	土地の所在		地番	地目	面積
	市 町				㎡
	市 町				
	市 町				
	市 町				
	計　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡、採草放牧地　　㎡）				
2　当初の転用事業者及び承継者の住所、氏名	当初の転用事業者		承継者		
	住所	市 町	住所	市 町	
	氏名		氏名		
3　変更前と変更後の転用事業計画	変更前の転用事業計画		変更後の転用事業計画		

様式第54号

承継についての確約書

香　川　県　知　事　　殿

　　年　　月　　日付け　　第　　号で転用許可を受けた土地について、旧所有者　　に対する雇用予約等の債務や返還についての特約はありません。

年　　月　　日

旧の転用事業者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は法人の名称及び代表者氏名

様式第55号

許 可 事 項 証 明 願

県 受 付 印	農業委員会受付印

年　　月　　日

香川県知事　　殿

住所

申請者

氏名

次のとおり、農地法第　　条第　　項の許可がなされていることの証明をお願いします。

1　申請年月日 許可番号 許可年月日	年　月　日 第　　号 年　月　日	2　許可に係る権利の種類	所有権の移転　・　使用貸借による権利の設定 賃借権の設定　・　その他（　　）		
		3　転用目的			
4　許可を受けた土地の所在等	土地の所在	地番	登記簿地目	面積	備考
	市 町			㎡	
	市 町				
	市 町				
	市 町				
5　証明を必要とする理由 （具体的に）		6　許可を受けた土地の現況	①　工事完了　　③　埋立整地中 ②　埋立整地済　　④　放置		

（注意事項）

（1）　2及び6の欄は、それぞれ該当する事項を○で囲んでください。

（2）　許可事項証明書は、原則として、許可後30年を経過していないものについて交付するものとします。この期間を経過しているものについては、改めて許可の申請をしてください。

許 可 事 項 証 明 に 係 る 確 認 書

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年　　月　　日

農業委員会

会長

様式第56号

県受付印

農地法第　　条の規定による許可書の訂正願

農業委員会受付印

年　　月　　日

香川県知事　　殿

住所

申請者

氏名

次のとおり、許可書を訂正してください。

1　許可番号 許可年月日	第　　号 年　　月　　日		2　転用目的			
3　許可を受けた者の住所及び氏名	譲渡人（貸人）		譲受人（借人）			
	住所		住所			
	氏名		氏名			
4　許可を受けた土地の所在等	土地の所在		地番	登記簿地目	面積	備考
	市 町				㎡	
	市 町					
	市 町					
5　訂正事項	正		誤			

（注意事項）
（1）　許可書を添付してください。
（2）　住所又は氏名の訂正の場合は、住民票を添付してください。
（3）　土地の地番又は面積の訂正の場合は、土地の登記事項証明書を添付してください。
（4）　住所と氏名の双方の訂正及び地番と面積の双方の訂正はできません。取消願を提出して当該許可を取り消すとともに、改めて、許可の申請をしてください。

訂正に係る確認書

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年　　月　　日

農業委員会

会長

様式第57号

県受付印

農地法第　　条の規定による許可申請の取下願

農業委員会受付印

年　　月　　日

香川県知事　　殿

申請者
- 譲渡人（貸人）　住所　氏名
- 譲受人（借人）　住所　氏名

先に行った許可申請について、次の理由により取り下げます。

1　取下げの理由	契約の解除・転用計画の中止・転用計画の変更・その他（　　）					
2　申請年月日	年　　月　　日		3　許可に係る権利の種類	所有権の移転　・　使用貸借による権利の設定 賃借権の設定　・　その他（　　）		
			4　転用目的			
5　申請に係る土地の所在等	土地の所在		地番	登記簿地目	面積	備考
	市 町				㎡	
	市 町					
	市 町					
	市 町					
6　受理通知書の要否	要　・　不要		7　備考			

（注意事項）
（1）　1、3及び6の欄は、それぞれ該当する事項を○で囲み、「その他」に該当する場合は、具体的内容を（　）内に記載してください。
（2）　農地法第5条の許可の申請を取り下げる場合であって、やむを得ない相当の事由があるときは、譲渡人（貸人）又は譲受人（借人）のどちらか一方が単独で申請をすることができます。

取下げに係る確認書

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年　　月　　日

農業委員会

会長

様式第58号

（　　農業委員会経由）

第　　号
年　　月　　日

譲渡人
（貸人）　　様

譲受人
（借人）　　様

香川県農政水産部農業経営課
農地マネジメント推進室長

農地法第　条第１項の規定による許可申請の取下願の受理について

下記の農地法第　条第１項の規定による許可申請に対する　　年　月　日付けの取下願を受理したので通知します。

記

農地の所在	地番	地目	面積	備　　考
			㎡	

様式第59号

県受付印

農地法第　　条の規定による許可の取消願

農業委員会受付印

年　　月　　日

香川県知事　　殿

申請者
- 譲渡人　住所
- （貸人）　氏名
- 譲受人　住所
- （借人）　氏名

先に受けた許可について、次の理由により取り消します。

1　取消しの理由	契約の解除・転用計画の中止・転用計画の変更・その他（　　）				
2　許可番号 許可年月日	第　　号 年　　月　　日	3　許可に係る権利の種類	所有権の移転　・　使用貸借による権利の設定 賃借権の設定　・　その他（　　）		
		4　転用目的			
5　許可を受けた土地の所在等	土地の所在	地番	登記簿地目	面積	備考
	市 町			㎡	
	市 町				
	市 町				
	市 町				
6　受理通知書の要否	要　・　不要	7　許可を受けた土地の現況	農地のまま　・　埋立整地済 埋立整地中　・　工事完了		
8　許可を受けた土地の取消後の利用計画	①　譲渡人が農地として利用する。　②　譲渡人が農地として権利移転をする。 ③　譲渡人と新たな転用事業者が農地転用許可の申請をする。 ④　その他（　　）				

（注意事項）
（1）　1、3、6、7及び8の欄は、それぞれ該当する事項を○で囲み、「その他」に該当する場合は、具体的内容を（　）内に記載してください。
（2）　取消しをしようとする許可の許可書を添付してください。
（3）　取消しをしようとする許可の当事者が複数いる場合は、必ず、当事者全員が連署して申請してください。

取消しに係る確認書

上記のとおり相違ないことを確認しました。

年　　月　　日

農業委員会

会長

様式第60号

（　　農業委員会経由）

第　　号
年　　月　　日

譲渡人
（貸人）　　様

譲受人
（借人）　　様

香川県農政水産部農業経営課
農地マネジメント推進室長

農地法第　条第１項の規定による許可の取消願の
受理について

下記の農地法第　条第１項の規定による許可に対する　　年　月　日　付けの取消願を受理したので通知します。

記

農地の所在	地番	地目	面積	備　　考
			㎡	

様式第61号

農地法第18条第１項第４号の規定による届出書

農業委員会受付

年　　月　　日

農業委員会会長　殿

届出者　　氏　名

下記農地（採草放牧地）について、賃貸借を解除したいので、農地法第18条第１項第４号の規定により届け出ます。

１　賃貸借の当事者の氏名、住所等	当事者の別	氏　名	住　所	年齢	電話番号
	賃　貸　人				
	賃　借　人				

２　届出に係る土地の所在等	所　在	地番	地　目		面積	区　域（該当区域に○印）	備考
			登記簿	現況			
						農用地区域内・その他	
						農用地区域内・その他	
						農用地区域内・その他	
						農用地区域内・その他	

３　解除条件付賃貸借契約の内容	契　約 年月日	年　月　日	契約 期間	年　月　日から 年　月　日まで （　　年間）
４　賃貸借を解除しようとする日	年　月　日		５　土地の引渡しの時期	年　月　日
６　賃借人が農地等を適正に利用していない状況の詳細 （該当する□にレ印）	□　耕作を放棄している（耕作をやめた時期　　年　月　日） □　その他（適正に利用していない状況を具体的に記載してください。） （　　）			
７　解除後の農地等の利用計画 （該当する□にレ印）	□　賃貸人が自ら耕作 □　新たな賃借人に賃貸し、新たな賃借人が耕作 □　その他（利用計画を具体的に記載してください。） （　　）			

８　解除する前の当事者双方の経営規模 （該当する欄に○印）		不耕作	30a未満	30～50a	50～70a	70a～1ha	1～2ha	2～3ha	3～4ha	4～5ha	5ha以上
	賃貸人										
	賃借人										

９　その他参考となる事項	

（添付書類）

1　届出に係る土地の登記事項証明書（農業委員会が登記情報連携システム又は法人ベース・レジストリにより登記事項を確認できる場合は添付を要しない。）

2　解除条件付賃貸借契約書の写し

3　現地の写真（届出の日前１か月以内に撮影されたものであって、撮影年月日が明記されたものに限る。）

（記載要領）　法人の場合は、氏名欄には法人の名称及び代表者の氏名を、住所欄には主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。

様式第62号

受　理　通　知　書

番　　号

年　　月　　日

届出者　住　所

氏　名

農業委員会会長　　㊞

年　　月　　日付けで提出のあった農地法第18条第１項第４号の規定による賃貸借の解除の届出については、これを受理し、　　年　　月　　日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は、権利関係を証明するものではないので、念のため申し添えます。

１　当事者の氏名及び住所

当事者	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	住所又は主たる事務所の所在地
賃貸人		
賃借人		

２　届出に係る土地の所在等

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	

３　届出書が到達した日

年　　月　　日

（記載要領）

通知文中の効力が生じた年月日には、届出書が到達した日に届出の効力が発生するので、その日付を記載してください。

様式第63号

不　受　理　通　知　書

番　　号
年　　月　　日

届出者　住　所

氏　名

農業委員会会長　　㊞

年　　月　　日付けで提出のあった農地法第18条第１項第４号の規定による賃貸借の解除の届出については、以下の理由により受理しません。

１　当事者の氏名及び住所

当事者	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名	住所又は主たる事務所の所在地
賃貸人		
賃借人		

２　届出に係る土地の所在等

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	

３　届出書が到達した日

年　　月　　日

４　受理しない理由

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、審査請求書正副２通を香川県知事に提出して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、○○市（町）を被告として（訴訟において○○市（町）を代表する者は、農業委員会となります。）、提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第64号

農地法第18条第１項第４号の規定による農地等の賃貸借の解除に係る届出書　受理整理簿

農 業 委 員 会

番号	賃貸人			賃借人			解除する賃貸借に係る土地の表示				受理年月日 通知年月日	備　考
	住　所	氏　名	経営面積	住　所	氏　名	経営面積	所　在	地　番	地目	面　積		
			㎡			㎡				㎡		

(注)通知年月日欄には、受理通知書又は不受理通知書を発出した年月日を記載してください。

様式第65号

県受付印

農地法第18条第１項の規定による許可申請書

農業委員会受付印

年　　月　　日

香川県知事　殿

申請者　賃貸人　氏名
　　賃借人　氏名

下記農地について、賃貸借の（解除・解約の申入れ・合意による解約・更新をしない旨の通知）をしたいので、農地法第18条第１項の規定により許可を申請します。

１　賃貸借の当事者の氏名、住所等	当事者の別	氏　名	住　所	年齢	電話番号
	賃貸人				
	賃借人				

２　許可を受けようとする土地の所在等	所　在	地番	地目		面積	借賃	所有者氏名	耕作者氏名	耕作年数	備　考
			登記簿	現況						
					㎡	円			年	

３　賃貸借契約の内容	契約年月日	年　月　日	契約期間	定期（　　年　月　日まで　年間） 期間の定めなし	その他	

４　賃貸借の解約等をしようとする日	年　月　日	土地の引渡しを受けようとする日	年　月　日

５　賃貸借の解約等をしようとする事由の詳細	賃貸人側の解約等の理由	賃借人側の解約等の理由	備　考

６　賃貸借の解約等に伴い支払う給付の種類及び内容	離作補償の対象となった土地の表示	貸付地の一部無償譲渡		代替地の貸付		離作料支払（金銭）		毛上補償		離作補償なし
		地目	面積	地目	面積	10ｱｰﾙ当たり	総額	10ｱｰﾙ当たり	総額	
			㎡		㎡					

7　賃借人の生計（経営）の状況及び賃貸人の経営能力	区分		賃貸人			賃借人		
			自作地	借入地	貸付地	自作地	借入地	貸付地
	土地の状況	田	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
		畑						
		樹園地						
		計						
		採草放牧地						
		その他	山林　㎡　宅地　㎡　建物　㎡			山林　㎡　宅地　㎡　建物　㎡		
	土地以外の資産状況	所有大農機具の種類と数量　種類						
		所有大農機具の種類と数量　数量						
		飼養家畜の種類と頭羽数　種類						
		飼養家畜の種類と頭羽数　頭羽数						
		その他						
		固定資産税額	円			円		
		市町民税の所得決定額	円			円		
	世帯員（構成員）の状況	氏名（１５才以上）						
		年齢						
		賃貸借当事者との続柄						
		農業専従者（○印を付す。）						
		農業以外の職業を兼ねる者（○印を付す。）						
		農業以外の職業専従者の職業名						
		農業粗収入（年間）	円			円		
		農外収入（年間）	円	円	円	円	円	円
		年間農作業従事可能日数	日	日	日	日	日	日
		雇用労働・年間延日数	常雇・臨時雇　　日			常雇・臨時雇　　日		
8　その他参考となる事項								

添付書類　(1) 申請地の登記事項証明書（農業委員会が登記情報連携システム又は法人ベース・レジストリにより登記事項を確認できる場合は添付を要しない。）
(2) 申請地の土地賃貸借契約書の写し

記載注意

1　賃貸人又は賃借人のどちらか一方で申請をするときは、「申請者」欄はその者の記名のみでよい。
2　「賃貸借当事者の氏名、住所等」欄は、当事者双方の住所・氏名等を記載する。なお、当事者が法人の場合は名称及び代表者氏名・主たる業務名・主たる事務所の所在地を記載する。
3　「許可を受けようとする土地の所在等」欄は、耕作放棄の場合は、「備考」欄にその旨及びその年数を記載する。
4　「賃貸借契約の内容」欄は、
(1) 契約年月日は、当初賃貸借を開始した年月日を記載する。
(2) 契約期間は、定期、期間の定めなしのいずれかに○をつけ、定期の場合はその終了時期・契約期間を記載する。
5　賃貸借の解約等をしようとする事由の詳細」欄は、具体的かつ詳細に記述すること。なお、この欄に書ききれない場合は別紙に記載すること。
6　「賃貸借の解約等に伴い支払う給付の種類及び内容」欄は、賃貸借の解約等に伴い何らかの離作補償をする場合、その内容を記載するが、離作補償をしない場合は、離作補償なしの欄に○印を記入する。
7　「賃借人の生計（経営）の状況及び賃貸人の経営能力」欄のうち「土地以外の資産状況」欄については、現に使用しているものについてその種類、数量等を記入すること。
8　「その他参考となる事項」欄には、信託事業に係る信託財産について行われる場合には信託による貸付終了年月日、またその賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前から既に存していた場合には、その賃貸借の開始年月日、信託契約を行った年月日及び信託契約終了年月日を記入する。

様式第66号

農地法第18条第１項の規定による許可申請に係る意見書

年　　月　　日

香川県知事　　殿

農業委員会会長

次のとおり意見決定をしたので進達します。

申請人	賃貸人		申請区分	合意	賃貸人	賃借人	申請提出期限当否判定	申請受付	年　月　日			
	賃借人		解除					相手方通知予定	年　月　日			
			解約申込					契約期間満了	年　月　日			
			合意解約					土地引渡時期	年　月　日			
			更新拒絶					定期	該当	該当しない	一時賃貸	該当	該当しない	期間の定めなし	該当	該当しない

申請内容の点検	土地台帳照合者	土地台帳照合者	土地台帳照合者	申請内容の点検

第18条第２項審査	区分／該当条項	申請者の申述する事実	相手方の見解	農業委員会の事実認定と意見
	第１号該当			
	第２号該当			
	第３号該当 賃借人の生計			
	第３号該当 賃貸人の経営能力			
	第４号該当			
	第５号該当			
	第６号該当			

農業委員会の意見（〇印を付す。）					農業委員会の意見決定理由及び問題となった事項
決定	年　月　日				
許可	第２項第１号該当				
	第２項第２号該当				
	第２項第３号該当				
	第２項第４号該当				
	第２項第５号該当				
	第２項第６号該当				
却下	不許可	無条件許可	条件付許可		

様式第67号

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付けで農地法第18条第１項の許可の申請があった下記農地（採草放牧地）の賃貸借の（　　）については、下記により許可します。

年　　月　　日

香川県知事　　印

記

１　当事者の住所及び氏名

賃貸人　住　所

氏　名

賃借人　住　所

氏　名

２　許可する土地

所　在	地　番	地目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	

３　条件

４　理由

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、審査請求書正副２通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく中国四国農政局長（岡山市北区下石井1丁目４番１号　岡山第２合同庁舎）を経由して提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第68号

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付けで農地法第18条第１項の許可の申請があった下記農地（採草放牧地）の賃貸借契約の（　　）する件は、下記理由により許可しません。

年　　月　　日

香川県知事　　印

記

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	

（理由）

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、審査請求書正副２通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく中国四国農政局長（岡山市北区下石井1丁目４番１号　岡山第２合同庁舎）を経由して提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第69号

第　　号

申請者　住　所

氏　名

年　　月　　日付けで農地法第18条第１項の許可の申請があった下記農地（採草放牧地）の賃貸借契約の（　　）する件は、下記理由により却下します。

年　　月　　日

香川県知事　　印

記

所　在	地　番	地　目		面　積	備　考
		登記簿	現　況		
				㎡	
（理由）					

教示

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、審査請求書正副２通を農林水産大臣に提出して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく中国四国農政局長（岡山市北区下石井1丁目４番１号　岡山第２合同庁舎）を経由して提出してください。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第70号

農地法第18条第６項の規定による通知書

農業委員会受付印

年　　月　　日

農業委員会会長　殿

申請者　賃貸人　　氏名
　　賃借人　　氏名

下記農地について、賃貸借の（解除・解約の申入れ・合意による解約・更新をしない旨の通知）をしたので、農地法第18条第６項の規定により通知します。

1　賃貸借の当事者の氏名、住所等	当事者の別	氏　名	住　所	年齢	電話番号
	賃　貸　人				
	賃　借　人				

2　通知に係る土地の所在等	所　在	地番	地　目		面積	区　域（該当区域に○印）	備考
			登記簿	現　況			
					㎡	農用地区域内　・　その他	
						農用地区域内　・　その他	
						農用地区域内　・　その他	
						農用地区域内　・　その他	

3　賃貸借契約の内容	契約年月日	年　月　日	契約期間	定期（　年　月　日まで　年間） 期間の定めなし	水田裏作のみを目的とした契約	有　・　無

4　法第18条第１項ただし書該当事項 （該当する事項に○印）	（1）合意解約（第２号該当） （2）10年以上の定期賃貸借の更新しない旨の通知（第３号該当） （3）水田裏作の更新しない旨の通知（第３号該当） （4）信託財産の解約の申入れ等（第１号該当） （5）賃貸借の解除（第５号該当）	5　合意解約又は更新をしない旨の通知をした日	合意解約書を作成した日　　年　月　日 賃貸借の合意解約日（賃借権が消滅する日）　　年　月　日 書面により賃貸借の更新をしない旨の通知をした日　　年　月　日 解約の申入れをした日　　年　月　日 賃貸借の解除をした日　　年　月　日

6　解約等をした目的	耕作目的　・　転用目的	7　土地の引渡しの時期	年　月　日

8　耕作目的の解約等の事由 （該当する事項に○印）	賃借人が個人のとき		賃借人が法人のとき
	賃貸人の主導	賃借人の主導	
	（1）労力増加 （2）経営規模の拡大 （3）期間満了 （4）親族による利用 （5）その他	（6）農業廃止 （7）兼業による経営縮小 （8）労力不足 （9）耕作不便・低生産地 （10）その他	(12) 農地所有適格法人（賃貸人の主導） (13) 農地所有適格法人（賃借人の主導） (14) 農地中間管理機構 (15) その他の法人
	(11) 賃貸人、賃借人のどちらの主導でもない		

9　離作補償 （該当する事項に○印）	（1）貸付地の一部無償譲渡　（3）離作料支払（金銭）　（5）なし （2）代替地の貸付　（4）離作料支払（その他）	11　その他参考となる事項

10　解約等をする前の当事者双方の経営農地規模 （該当欄に○印）		不耕作	30a未満	30～50a	50～70a	70～1ha	1～1.5ha	1.5～2ha	2～2.5ha	2.5～3ha	3～5ha	5ha以上
	賃貸人											
	賃借人											

（添付書類）
1　通知に係る土地の登記事項証明書（農業委員会が登記情報連携システム又は法人ベース・レジストリにより登記事項を確認できる場合は添付を要しない。）
2　賃貸借契約書の写し
3　解約の申入れ等が信託事業に係る信託財産につき行われる場合は、その信託財産に係る信託契約書の写し
4　合意による解約が行われた場合（民事調停法による農事調停の場合を除く。）は、合意解約書（様式第71号）又はこれに準ずる合意が成立したことを証する書面及び当事者双方の印鑑証明書
5　民事調停法による農事調停により合意による解約が行われた場合は、調停調書の謄本
6　更新をしない旨の通知が10年以上の定期賃貸借又は水田裏作を目的とする定期賃貸借につき行われた場合は、その通知書の写し
7　法第37条から第40条までの規定により設定された法第37条に規定する農地中間管理権に係る賃貸借の解除が知事の承認を受けて行われた場合は、その承認書の写し
8　当事者に相続が発生している場合は、相続により申請者が当該賃貸借を承継したことを証する書面

様式第71号
（参考）

合　意　解　約　書

下記のとおり農地法第18条第１項第２号に規定する合意による解約が成立したので、後日のために合意解約書を３部作成し、賃貸人及び賃借人は各１部を所持し、１部は農業委員会に対し印鑑証明書を添付して提出するものとする。

記

１　合意解約した土地の所在、地番、地目及び面積

２　合意解約が成立した日

年　　月　　日

３　土地の引渡しの時期

年　　月　　日

４　解約条件

○　離作補償の額

○　離作補償の支払時期

○　その他

年　　月　　日

住　所

賃貸人　　氏　名　　実印

住　所

賃借人　　氏　名　　実印

様式第72号

農地等の賃貸借の解約等の通知（法第18条第６項）　受理整理簿

農業委員会

番号	賃貸人			賃借人			解約等の通知をした土地の表示				解約等の	受理年月日	備考
	住所	氏名	経営面積	住所	氏名	経営面積	所在	地番	地目	面積	理由	処理年月日	
			㎡			㎡				㎡			

様式第73号

（参考）

収入印紙

農地賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を　　農業委員会に提出する。

年　　月　　日

賃貸人（以下「甲」という。）

住所

氏名　　㊞

賃借人（以下「乙」という。）

住所

氏名　　㊞　　（注1）

1　賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を賃貸する。（注２）

2　賃貸借の期間

（１）　賃貸借の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　年間とする。

（２）　甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の日の１年前から６か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。（注３）

3　借賃の額及び支払期日

乙は、甲に対し、別表１に記載された土地その他の物件につき同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。（注４）

4　借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5　転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員が農地法第２条第２項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸をすることができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6　修繕及び改良

（１）　目的物の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

（２）　目的物の修繕は、甲が行う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行うことができる。

（３）　目的物の改良は、乙が行うことができる。

（４）　修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）及び土地改良法の定めるところに従う。（注５）

7　経常費用

（１）　目的物に対する租税は、甲が負担する。

（２）　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

（３）　農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済金は、乙が負担する。

（４）　租税以外の公課等で（２）及び（３）以外のものの負担は、別表３に定めるもののほか、その公課等の支払義務者が負担する。（注６）

（５）　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

8　目的物の返還及び立毛補償

（１）　賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　日以内に、甲に対して目的物を返還する。（注７）

（２）　乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状に回復しなければならない。

（３）　契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

9　一部減失等による借賃の減額等

（１）　目的物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが

乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

（2） 目的物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作できないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

10 全部減失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

11 この賃貸借契約に附随する権利又は義務（注８）

12 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

13 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表１ 土地その他の物件の目録表

土地その他の物件の表示						借賃			備考
町	大字	字	地番	地目（種類）	面積（数量）	10ａ当り金額	総額	支払期日	
					㎡	円	円	年 月 日	

別表２ 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備考

別表３ 公課等負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

公課等の種類	負担区分の内容	備考

〔記載要領〕

（注１） 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載してください。

（注２） 契約の目的物を別表１に記載してください。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるとき又は別々に契約することが不適当なときには、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごとに、建物その他の物件は一個ごとに、それぞれ所在、地番、地目又は種類及び面積又は数量並びにこれらの借賃の額、支払期日及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほか、契約上定めた実際の面積を記載してください。また、その土地の畦畔面積及び土地の一部が溝となっているときはその面積を、併せて記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

（注３） 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、２の（２）中「１年前から６か月前まで」とあるのを「６か月前から１か月前まで」に置き換えて記載してください。

（注４） 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払方法が賃貸人の農協の預金口座への払込みによる場合には、３中「甲の住所地において支払う」とあるのを「甲が　農業協同組合に有する預金口座に払い込む」に置き換えて記載してください。なお、金銭以外のもので借賃を支払うなど借賃の支払方法について特約を定める場合は、その旨を記載してください。

（注５） 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は、当事者間で取り決めた内容を別表２に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は、別表２の備考欄にこれらの事項を記載してください。

（注６） 経常費用の負担区分については、当事者間で取り決めた内容を別表３に記載してください。

（注７） 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

（注８）「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に付随する権利又は義務に関する契約がある場合に記載してください。

様式第74号

(参考)

収入印紙

解除条件付農地賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を　　農業委員会に提出する。

年　　月　　日

賃貸人（以下「甲」という。）

住所

氏名　　㊞

賃借人（以下「乙」という。）

住所

氏名　　㊞　　(注1)

1　賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を賃貸する。(注２)

2　賃貸借の期間

（1）　賃貸借の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　年間とする。

（2）　甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の日の１年前から６か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。(注３)

3　契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、賃貸借契約を解除するものとする。(注４)

4　借賃の額及び支払期日

乙は、甲に対し、別表１に記載された土地その他の物件につき同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。(注５)

5　借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

6　転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第２条第２項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸をすることができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

7　修繕及び改良

（1）　目的物の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

（2）　目的物の修繕は、甲が行う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行うことができる。

（3）　目的物の改良は、乙が行うことができる。

（4）　修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）及び土地改良法の定めるところに従う。(注６)

8　経常費用

（1）　目的物に対する租税は、甲が負担する。

（2）　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

（3）　農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済金は、乙が負担する。

（4）　租税以外の公課等で(２)及び(３)以外のものの負担は、別表３に定めるもののほか、その公課等の支払義務者が負担する。(注７)

（5）　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

9　目的物の返還及び立毛補償

（1）　賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　日以内に、甲に対して目的物を返還する。(注８)

（2）　乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状に回復しなければならない。この場合において、乙が原状に回復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に回復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。

（3）　契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

（4） 甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の　年分に相当する金額を違約金として支払う。

10　一部減失等による借賃等の減額等

（1） 目的物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

（2） 目的物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作できないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

11　全部減失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

12　この賃貸借契約に附随する権利又は義務（注９）

13　契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

14　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表１　土地その他の物件の目録表

土地その他の物件の表示						借　賃			備　考
町	大字	字	地番	地目（種類）	面　積（数　量）	10ａ当り金　額	総　額	支払期日	
					㎡	円	円	年　月　日	

別表２　修繕費又は改良費の負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備　考

別表３　公課等負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

公課等の種類	負担区分の内容	備　考

〔記載要領〕

（注１） 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載してください。

（注２） 契約の目的物を別表１に記載してください。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるとき又は別々に契約することが不適当なときには、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごとに、建物その他の物件は一個ごとに、それぞれ所在、地番、地目又は種類及び面積又は数量並びにこれらの借賃の額、支払期日及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほか、契約上定めた実際の面積を記載してください。また、その土地の畦畔面積及び土地の一部が溝となっているときはその面積を、併せて記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

（注３） 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃貸借である場合には、２の（２）中「１年前から６か月前まで」とあるのを「６か月前から１か月前まで」に置き換えて記載してください。

（注４） 「農地を適正に利用していないと認められる場合」とは、農地法第４条又は第５条の規定に違反している場合、同法第32条第１項第１号に該当する場合等をいいます。

（注５） 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払方法が賃貸人の農協の預金口座への払込みによる場合には、４中「甲の住所地において支払う」とあるのを「甲が　　農業協同組合に有する預金口座に払い込む」に置き換えて記載してください。なお、金銭以外のもので借賃を支払うなど借賃の支払方法について特約を定める場合は、その旨を記載してください。

（注６） 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は、当事者間で取り決めた内容を別表２に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は、別表２の備考欄にこれらの事項を記載してください。

（注７） 経常費用の負担区分については、当事者間で取り決めた内容を別表３に記載してください。

（注８） 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

（注９） 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に付随する権利又は義務に関する契約がある場合に記載してください。

様式第75号
（参考）

水　田　裏　作

農地賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を　　農業委員会に提出する。

年　　月　　日

賃貸人（以下「甲」という。）
住所
氏名　　㊞
賃借人（以下「乙」という。）
住所
氏名　　㊞

1　賃貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2　賃貸借の期間

（1）　賃貸借の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　年間とする。

（2）　甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の日の６か月前から１か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。（注）

3　借賃の額及び支払期日

乙は、甲に対し、別表に記載された土地その他の物件につき同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4　借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5　経常費用

（1）　目的物に対する租税は、甲が負担する。

（2）　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

（3）　農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済金は、乙が負担する。

（4）　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

6　目的物の返還及び補償

（1）　賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　　日以内に、甲に対して目的物を返還する。

（2）　乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状に回復しなければならない。

（3）　乙は、目的物の返還に際し、甲に対し離作補償を請求しないものとする。

7　一部減失等による借賃の減額等

（1）　目的物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

（2）　目的物の一部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が耕作できないときは、乙は、賃貸借契約を解除することができる。

8　全部減失等による賃貸借の終了

賃貸借契約は、目的物の全部が減失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなったときは、これによって終了する。

9　この賃貸借契約に附随する権利若しくは義務又は特約事項

毎年　　月　　日から翌年　　月　　日までの水田裏作を目的とした賃貸借とする。

10　契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

11　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表　土地その他の物件の目録表

土地その他の物件表示						借　賃			備考
町	大字	字	地番	地目 (種類)	面積 (数量)	10a当り 金　額	総　額	支払期日	
					㎡	円	円	年　月　日	

（記載要領）

(注)　2の(2)の規定は、賃貸借の期間が1年以上の場合のみ記載してください。水田裏作を目的とする賃貸借契約でその期間が1年未満のものについては、農地法第17条の規定により、更新しない旨の通知をしないことによる従前と同一条件での賃貸借の更新は認められておらず、当該期間の満了により、賃貸借は終了することになります。

様式第76号

農地賃貸借契約変更届出書

農業委員会受付印

年　　月　　日

農業委員会会長　　殿

賃貸人　住　所
　　氏　名
賃借人　住　所
　　氏　名

年　　月　　日付け　　第　　号に係る農地賃貸借契約書のうち第　　条を下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1　賃貸借の期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの契約期間を
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　か年とする。

2　借賃は　　年から次のとおりとする。

土地の所在		地番	地目		面積		借賃		備考
大字	字		登記簿	現況	登記簿	契約	旧	新	
					㎡	㎡	円	円	

3　その他の変更した条項

台帳との照合・確認		台帳整備年月日	年　月　日	

様式第77号
（参考）

農　地　使　用　貸　借　契　約　書

貸人及び借人は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を　　農業委員会に提出する。

年　　月　　日

貸人（以下「甲」という。）

住所

氏名　　㊞

借人（以下「乙」という。）

住所

氏名　　㊞　　（注１）

１　使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を無償で貸し付ける。（注２）

２　使用貸借の期間

使用貸借の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　年間とする。

３　転貸

乙は、本人又はその世帯員が農地法第２条第２項各号に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸をすることができる。

４　修繕及び改良

（１）　目的物の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

（２）　目的物の修繕は、甲が行う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行うことができる。

（３）　目的物の改良は、乙が行うことができる。

（４）　修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）及び土地改良法の定めるところに従う。（注３）

５　経常費用

（１）　目的物に対する租税は、甲が負担する。

（２）　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

（３）　農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済金は、乙が負担する。

（４）　租税以外の公課等で（２）及び（３）以外のものの負担は、別表３に定めるもののほか、その公課等の支払義務者が負担する。（注４）

（５）　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

６　目的物の返還及び立毛補償

（１）　使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　日以内に、甲に対して目的物を返還する。（注５）

（２）　乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状に回復しなければならない。

（３）　契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

７　この使用貸借契約に附随する権利又は義務（注６）

８　契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

９　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表１　土地その他の物件の目録表

土地その他の物件の表示						備　考
町	大字	字	地番	地目 (種類)	面　積 (数　量)	
					㎡	

別表２　修繕費又は改良費の負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

修繕又は改良の工事名	貸人及び借人の費用に 関する支払区分の内容	借人の支払額についての 貸人の償還すべき額及び方法	備　考

別表３　公課等負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

公課等の種類	負担区分の内容	備　考

（記載要領）

（注１）　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載してください。

（注２）　契約の目的物を別表１に記載してください。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるとき又は別々に契約することが不適当なときには、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごとに、建物その他の物件は一個ごとに、それぞれ所在、地番、地目又は種類及び面積又は数量を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほか、契約上定めた実際の面積を記載してください。また、その土地の畦畔面積及び土地の一部が溝となっているときはその面積を、併せて記載してください。ただし、土地に付随して借り入れる溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

（注３）　目的物の修繕及び改良についての負担区分は、当事者間で取り決めた内容を別表２に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は、別表２の備考欄にこれらの事項を記載してください。

（注４）　経常費用の負担区分については、当事者間で取り決めた内容を別表３に記載してください。

（注５）　目的物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

（注６）　「使用貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この使用貸借契約に付随する権利又は義務に関する契約がある場合に記載してください。

様式第78号
（参考）

解除条件付農地使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を　　農業委員会に提出する。

年　　月　　日

貸人（以下「甲」という。）

住所

氏名　　㊞

借人（以下「乙」という。）

住所

氏名　　㊞　　（注１）

１　使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表１に記載する土地その他の物件を無償で貸し付ける。（注２）

２　使用貸借の期間

使用貸借の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　年間とする。

３　契約の解除

甲は、乙が目的物たる農地を適正に利用していないと認められる場合には、使用貸借契約を解除するものとする。（注３）

４　転貸

乙は、本人又はその世帯員が農地法第２条第２項各号に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸をすることができる。

５　修繕及び改良

（１）　目的物の修繕及び改良が土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

（２）　目的物の修繕は、甲が行う。ただし、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が行う。また、乙が甲に対して修繕が必要である旨を通知し、若しくは甲がその旨を知ったにもかかわらず、甲が相当の期間内に必要な修繕をしないとき、又は緊急を要するときは、乙が行うことができる。

（３）　目的物の改良は、乙が行うことができる。

（４）　修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表２に定めたものを除き、民法（明治29年法律第89号）及び土地改良法の定めるところに従う。（注４）

６　経常費用

（１）　目的物に対する租税は、甲が負担する。

（２）　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

（３）　農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済金は、乙が負担する。

（４）　租税以外の公課等で（２）及び（３）以外のものの負担は、別表３に定めるもののほか、その公課等の支払義務者が負担する。（注５）

（５）　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

７　目的物の返還及び立毛補償

（１）　使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　日以内に、甲に対して目的物を返還する。（注６）

（２）　乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状に回復しなければならない。

（３）　契約終了の際、目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買い取る。

８　この使用貸借契約に附随する権利又は義務（注７）

９　契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

10　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表１　土地その他の物件の目録表

土地その他の物件の表示						備　考
町	大字	字	地番	地目 (種類)	面　積 (数　量)	
					㎡	

別表２　修繕費又は改良費の負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

修繕又は改良の工事名	貸人及び借人の費用に 関する支払区分の内容	借人の支払額についての 貸人の償還すべき額及び方法	備　考

別表３　公課等負担に係る特約事項（※特約事項がない場合は、必ず各欄に斜線を引いてください。）

公課等の種類	負担区分の内容	備　考

（記載要領）

（注１）　法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載してください。

（注２）　契約の目的物を別表１に記載してください。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるとき又は別々に契約することが不適当なときには、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごとに、建物その他の物件は一個ごとに、それぞれ所在、地番、地目又は種類及び面積又は数量を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほか、契約上定めた実際の面積を記載してください。また、その土地の畦畔面積及び土地の一部が溝となっているときはその面積を、併せて記載してください。ただし、土地に付随して借り入れる溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

（注３）　「農地を適正に利用していないと認められる場合」とは、法第４条又は第５条の規定に違反している場合、同法第32条第１項第１号に該当する場合等をいいます。

（注４）　目的物の修繕及び改良についての負担区分は、当事者間で取り決めた内容を別表２に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は、別表２の備考欄にこれらの事項を記載してください。

（注５）　経常費用の負担区分については、当事者間で取り決めた内容を別表３に記載してください。

（注６）　目的物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

（注７）　「使用貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この使用貸借契約に付随する権利又は義務に関する契約がある場合に記載してください。

様式第79号
（参考）

水　田　裏　作
農地使用貸借契約書

貸人及び借人は、農地法（昭和27年法律第229号）の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、２通作成して貸人及び借人がそれぞれ１通を所持し、その写し１通を　　農業委員会に提出する。

年　　月　　日

貸人（以下「甲」という。）
住所
氏名　　㊞
借人（以下「乙」という。）
住所
氏名　　㊞

１　使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表に記載する土地その他の物件を無償で貸し付ける。

２　使用貸借の期間

使用貸借の期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの　　年間とする。

３　経常費用

（１）　目的物に対する租税は、甲が負担する。

（２）　かんがい排水、土地改良等に必要な経常費は、原則として乙が負担する。

（３）　農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済金は、乙が負担する。

（４）　その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

４　目的物の返還及び補償

（１）　使用貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から　日以内に、甲に対して目的物を返還する。

（２）　乙は、目的物の返還時において、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合を除き、目的物を原状に回復しなければならない。

（３）　乙は、目的物の返還に際し、乙は甲に対し離作補償を請求しないものとする。

5　この使用貸借契約に附随する権利若しくは義務又は特約事項

毎年　　月　　日から翌年　　月　　日までの水田裏作を目的とした使用貸借とする。

6　契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

7　その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表　土地その他の物件の目録表

土地その他の物件の表示						備　考
町	大字	字	地番	地目 (種類)	面　積 (数　量)	
					㎡	

様式第80号

和　解　の　仲　介　申　立　書

年　　月　　日

農業委員会　　御中

住所
申立人
氏名

1　相手方の住所及び氏名又は名称

2　紛争に係る農地等の表示

3　申立ての趣旨

4　紛争の経過の概要

5　その他参考となるべき事項

（記載要領）
1　申立人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名を、それぞれ記載してください。
2　和解の結果によっては新たな利害関係が生ずることがあるので、このような利害関係を有する者があると考えられる場合には、その者の住所及び氏名（法人である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所）並びに利害関係を「5　その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

様式第81号

和　解　の　仲　介　申　立　調　書

1　申立ての年月日　　年　　月　　日

2　申立人の住所及び氏名

3　相手方の住所及び氏名

4　紛争に係る土地の表示

5　申立ての趣旨

6　紛争の経過の概要

7　その他参考となるべき事項
（利害関係人等）

以上は申立ての内容に相違ありません。

申立人　住所

氏名　　㊞

調書作成者　　農業委員会職員　氏名　　㊞

（記載要領）
申立人が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

様式第82号

年　月　日

（申立人及び被申立人）　様

農業委員会会長　印

和解の仲介の開始通知書

下記１に記載する和解の仲介申立てに係る紛争事件についてその和解の仲介を行うこととし、農地法第25条第２項の規定に基づき、その仲介委員を下記２のとおり指名したので通知します。

なお、今後この事件に係る仲介手続は、農地法第25条第２項の規定により仲介委員が行うこととなりますので、ご承知ください。

記

１　事件名及び当事者の氏名

年仲介第　　号　　事件

申 立 人

被申立人

２　指名した仲介委員の氏名

農業委員

農業委員

農業委員

様式第83号

第　　号
年　　月　　日

香川県知事　殿

農業委員会会長

和　解　の　仲　介　の　開　始　通　知　書

下記１に記載する仲介の申立事件について、その和解の仲介を行うため下記２のとおり仲介委員を指名したので通知します。

記

１　事件名及び当事者の氏名

年仲介第　　号　　事件

申 立 人

被申立人

２　指名した仲介委員の氏名

農業委員

農業委員

農業委員

３　紛争の概要

（別紙申立書の写しのとおり）

４　その他参考となるべき事項

様式第84号

第　　号
年　　月　　日

香川県知事　　殿

農業委員会会長

和　解　の　仲　介　の　申　出　書

下記１に記載する仲介の申立事件については、下記２の理由により、当農業委員会において和解仲介を行うことが困難（又は不適当）であると認められることから、農地法第25条第１項ただし書の規定に基づき、申立書を添えて、貴職において和解の仲介を行うよう申し出ます。

記

１　事件名及び当事者の氏名

年仲介第　　号　　事件

申 立 人

被申立人

２　申出をする理由

３　その他参考となる事項

(注)　申立書又は申立調書及び申立人の同意書を添付してください。

様式第85号

年　　月　　日

（申立人、被申立人及び参加人）　　様

農業委員会
仲介主任　仲介委員　氏名　　㊞

和　解　の　仲　介　期　日　等　の　通　知　書

年仲介第　　号　　事件
（申立人　　、被申立人　　）に係る和解の仲介を下記のとおり行いますので、出頭してください。

なお、やむを得ない理由により当日出頭できないときは、代理人を出頭させてもかまいませんが、この場合には、代理権を証する書面を提出してください。

記

1　和解の仲介の期日

年　　月　　日　　時から

2　和解の仲介を行う場所

3　その他必要な事項

様式第86号

和　解　調　書

申 立 人　住所
　　氏名
被申立人　住所
　　氏名
参 加 人　住所
　　氏名

上記当事者間の　　年仲介第　　号事件について、　　年　　月　　日　午前／午後　　時
※　　において、

仲　介　委　員　氏名
仲　介　委　員　氏名
仲　介　委　員　氏名
農業委員会職員　氏名
小　作　主　事　氏名

が、出席の上仲介委員会を開いたところ、

申 立 人　氏名
被申立人　氏名
参 加 人　氏名

が、それぞれ出頭し、当日明確にした事項は次のとおりである。

当事者双方は、下記のとおり和解した。

和　解　条　項

1
2
3
4

以上の事項を関係人に読み聞かせたところ、これを承諾した。

年　　月　　日

農業委員会
仲介主任仲介委員　氏名　　㊞
仲　介　委　員　氏名　　㊞
仲　介　委　員　氏名　　㊞
申　　立　　人　氏名　　㊞
被　申　立　人　氏名　　㊞
参　　加　　人　氏名　　㊞
農業委員会職員　氏名　　㊞
小　作　主　事　氏名　　㊞

（別紙）

目　録

（物件の所在、地番、地目、地積を表示してください。）

（注）１　※印には、仲介の場所を具体的に（例えば、○○○農業委員会会議室等）記載してください。
２　和解条項は、当事者の権利義務に係る事項を正確かつ明瞭に表示するように留意してください。
３　和解調書の末尾には、仲介人、紛争当事者、農業委員会職員等がそれぞれ署名押印してください。
４　和解調書に訂正事項がある場合は、調書欄外に訂正内容を記載し（例えば、○字抹消、○字挿入等）、その箇所に仲介主任及び紛争当事者双方の訂正印を押印してください。
５　和解調書が２葉以上になる場合は、各葉間に仲介主任及び紛争当事者双方が割印をしてください。和解調書（別紙）の目録についても同様とします。

様式第87号

年　　月　　日

（申立人、被申立人及び参加人）　　様

農業委員会
仲介主任　仲介委員　氏名　　㊞

和解の仲介の打切決定通知書

下記に記載する和解の仲介事件について和解の仲介を行ってきましたが、当事者間に相当と認められる内容で合意が成立する見込みがないと認められるため、和解不成立として事件を打ち切ることに決定したので通知します。

記

年仲介第　　号　　事件

申 立 人

被申立人

参 加 人

様式第88号

年　　月　　日

（被申立人及び参加人）　　様

農業委員会
仲介主任　仲介委員　氏名　　㊞

和解の仲介申立ての取下通知書

下記に記載する和解の仲介事件について、その申立人から和解の仲介の申立ての取下げがありましたので通知します。

記

年仲介第　　号　　事件

申立人

被申立人

参加人

様式第89号

第　　号
年　　月　　日

香川県知事　　殿

農業委員会会長

和解の仲介結果通知書

下記１に記載する和解の仲介事件について、和解の仲介が終了したので結果を通知します。

記

１　事件名及び当事者の氏名

年仲介第　　号　　事件

申 立 人

被申立人

参 加 人

２　和解の仲介の終了の期日　　年　　月　　日

３　和解の仲介結果

（注）和解成立の場合は、和解調書の写しを添付してください。

様式第90号

和　解　の　仲　介　申　立　簿

事　件　番　号	年仲介第　　号
申　立　年　月　日	年　　月　　日
事　　件　　名	
申立人の住所 氏　　名	
被申立人の住所 氏　　名	
参加人の住所 氏　　名	
仲　介　委　員　の 氏　　名	
仲　介　の　結　果	
備　　考	

様式第91号

和　解　の　仲　介　記　録　簿

1　事件の概要

事　件　番　号	年仲介第　　号	
申　立　年　月　日	年　　月　　日	
申立人の住所及び氏名	住所	氏名
相手方の住所及び氏名	住所	氏名
紛　争　の　概　要		

（注）「事件の概要」の記載を申立書の添付に代える場合は、事件番号のみ記載してください。

2　申立に対する処理

受　　理	当事者への開始通知	年　　月　　日		
	知事への開始通知	年　　月　　日		
	仲　介　委　員　名	（仲介主任）		
知事への申出	申　出　年　月　日	年　　月　　日	理　由	
却　　下	理　　由			

（注）「知事への申出」又は「却下」の場合は、３以下の記載は不要です。

3　仲介の経過

期日及び場所	出　　席　　者			仲　介　の　概　要
年　月　日 （場所）	仲　介　委　員			
	当事者	申立人		
		相手方		
	利　害　関　係　人			
年　月　日 （場所）	仲　介　委　員			
	当事者	申立人		
		相手方		
	利　害　関　係　人			
年　月　日 （場所）	仲　介　委　員			
	当事者	申立人		
		相手方		
	利　害　関　係　人			
年　月　日 （場所）	仲　介　委　員			
	当事者	申立人		
		相手方		
	利　害　関　係　人			

（県小作主事の意見を求めた場合のみ）

4　県小作主事の意見

意見聴取年月日	年　　月　　日	
小作主事の所属氏名		
意　見　方　法	口頭・書面・その他	
意　見　要　旨		

（注）書面により意見が述べられたときは、その書面を添付することによって記載を省略することができます。

5　仲介結果

和解成立・和解不成立・取下げ	内　　容	

6　知事への結果通知年月日　　年　　月　　日

（注）この様式は、農業委員会が行う和解の仲介の記録簿の参考様式として示すものであり、農業委員会が介入した紛争で和解の仲介に至らないもの及び県小作主事その他の職員による和解の仲介の場合にあっても、この様式に準じて記録してください。

様式第92号

年　月　日

（申立人及び被申立人）　様

香川県知事　印

和解の仲介の開始通知書

農業委員会から申出があった下記１に記載する仲介事件について、農地法第28条第２項の規定に基づき、担当小作主事を下記２のとおり指定して和解の仲介を行わせることとしたので通知します。

なお、今後の仲介手続は、担当小作主事が行うことになりますので、ご承知ください。

記

１　事件名及び当事者の氏名

年仲介第　　号　　事件

申 立 人

被申立人

２　指定した担当小作主事の氏名

小作主事

様式第93号

年　　月　　日

（違反転用者名）

農業委員会会長　　印

勧　　告　　書

あなたが下記の土地で行っている行為は、農地法第51条第１項第　号に該当し、農地法に違反している疑いがあるので、直ちに、工事その他の行為を停止するとともに、この勧告を受けた日の翌日から起算して　　日以内に農業委員会に出頭して事情を説明の上、農地法違反を是正するために必要な措置を行ってください。

これに応じない場合は、農地法第64条又は第67条の規定により、３年以下の懲役又は300万円以下（法人にあっては、１億円以下）の罰金に処されることがあるので、念のため申し添えます。

記

	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		
土地の所在等					㎡	
違反転用行為の内容						
違反を是正するために必要な措置						

（記載注意）

「違反を是正するために必要な措置」欄の記載文例は、次のとおりである。

1　転用許可を受けずに転用行為を行っており、転用許可の申請をすれば、許可の見込みがあると判断される場合

「農地法第　条第１項の規定による転用許可の申請手続をし、知事の転用許可を受けること。」

2　転用許可を受けずに転用行為を行っており、かつ、転用許可の申請をしても許可の見込みがないと判断される場合

「　　年　　月　　日までに原状回復を行うこと。」

3　転用許可を受けているが、許可条件に違反しており、事業計画変更承認申請をすれば、承認の見込みがあると判断される場合

「事業計画変更承認申請をし、知事の事業計画変更承認を受けること。」

4　転用許可を受けているが、許可条件に違反しており、かつ、事業計画変更承認申請をしても承認の見込みがないと判断される場合

「許可申請書に記載した事業計画に従って転用に係る工事を行うこと。」

様式第94号

違反転用事案報告書

第　　号

年　月　日

香川県知事　殿

農業委員会

会長

農地法第51条第１項第　号に該当する事案が発生したので、次のとおり報告します。

調査年月日	年　月　日		違反転用開始年月日	年　月　日		違反転用発見年月日	年　月　日			
違反転用者	所有者氏名			住所			職業			
	譲受人等の氏名			住所			職業			
違反転用行為の概要及び進捗状況										
違反転用に関係する土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地の所有者				
			登記簿	現況		氏名	住所	職業		
					㎡					
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業等	関係者の種類	氏名又は名称及び代表者氏名	住所又は主たる事務所の所在地			職業又は業務内容	備考			
	工事請負人									
	工事請負下請人									
	一般承継人									
	転得者									
転用許可処分の内容	農地法第　条許可	許可年月日	年　月　日		許可番号					
	許可に係る転用目的		工事完了証明等許可に付した条件							
	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名又は名称及び代表者氏名	住所又は主たる事務所の所在地		職業又は業務内容					
違反転用に至るまでの経過										
附近の農林水産業又は生活環境への被害の状況										
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況										
土地利用計画との関係	農振法		転用許可基準による農地区分							
	都市計画法									
特定土地改良事業等の実施状況	事業の種類	事業施行者	施行面積	違反転用に関する面積	施行時期					
関係者からの事情聴取の内容										
農業委員会の執った措置										
農業委員会の意見										
その他参考となるべき事項										

添付書類　１　土地の登記事項証明書　２　位置及び附近の見取図　３　公図の写し

様式第95号

年　月　日

香川県知事　殿
(　　農業委員会　殿)

住所

氏名

履行完了届

年　月　日付け　第　号で農地法第51条第１項第　号に該当するとして、{勧告/処分/命令}を受けましたが、その履行を完了したので下記のとおり報告します。

記

1 {勧告/処分/命令}の対象となった土地の所在、地番、地目及び面積

2 {勧告/処分/命令}の内容

3　履行着工年月日　　年　月　日

4　履行完了年月日　　年　月　日

(注)　履行の完了を確認することができる写真、位置図(周辺の状況がわかるもの)等を添付してください。

様式第96号

農業委員会

違反転用処理台帳

（農地法第51条関係）

番号	土地の表示				転用発生年月日及び内容	適用条項	所有者、違反転用者及び関係者				処理経過							
	所在	地番	地目	面積			住所	氏名	住所	氏名	農委指導	履行状況	農委勧告 知事報告	履行状況	知事勧告	履行状況	処分又は命令	履行状況
				㎡														

様式第97号

勧　　告　　書

第　　号
年　　月　　日

（違反転用者名）

香川県知事　　印

あなたは、下記のとおり、農地法第51条第１項第　号に該当しているので、直ちに、工事その他の行為を停止してください。（原状回復その他の農地法違反を是正するために必要な措置を行ってください。）

これに応じない場合は、農地法第51条の規定による処分（命令）を行う方針です。

記

	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		
違法行為に係る土地の所在等					㎡	
違法行為の内容及び農地法第51条第１項に該当する理由						

様式第98号

処　分（命　令）書

第　　号
年　　月　　日

（違反転用者名）

香川県知事　　印

農地法第51条第１項の規定により次のとおり処分します（措置することを命じます)。

処分（命令）の内容	
履　行　期　限	年　　月　　日
処分を行う（措置を命ずる）理由	

（注）１　この処分（命令）の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により農業委員会を経由して香川県知事に届け出てください。

２　この処分（命令）の履行期限までに完了できなかったときは、その理由及び処分（命令）の履行状況についての報告書を農業委員会を経由して香川県知事に提出してください。

３　原状回復等の措置を命じた場合に、履行期限までに正当な理由がなくてこの命令に従わなかったときは、農地法第51条第３項の規定により「命令に従わなかった旨」、「命令に係る違反転用に関係する土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名)」について公表することがあります。

４　原状回復等の措置を命じた場合に、履行期限まで当該措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第４項の規定により当該措置の全部又は一部を香川県知事において行うことがあります。

５　香川県知事において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、その費用を徴収することがあります。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副２通を公害等調整委員会に提出して裁定の申請をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、香川県を被告として（訴訟において香川県を代表する者は香川県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 99 号

農地法第 51 条第３項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について

第　　号
年　　月　　日

香川県知事　　印

農地法第 51 条第１項により原状回復等の措置を講ずるよう命令を行った違反転用事案について、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったので、同条第３項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番等について公表します。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">命令に係る違反転用に関係する土地の所在等</td><td rowspan="2">土地の所在</td><td rowspan="2">地　番</td><td colspan="2">地　目</td><td rowspan="2">面　積</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現　況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>命令に係る
違反転用の内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">命令の内容等</td><td>命令を行った日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>履　行　期　限</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>命令を行った原状回復等の措置の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>命令を受けた者の氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

様式第100号

違　反　転　用　事　案　総　括　表

香　川　県

整理番号	市 町 名	報告年月日	違反転用者名	違　反　内　容	備　考

様式第101号

違　反　転　用　台　帳

香　川　県

<table>
<tr><td>農　業　委　員　会　名</td><td>違反転用報告書年月日</td><td>違反転用発生年月日</td><td rowspan="3">違反転用に至るまでの経過</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">違　反　転　用　の　内　容</td></tr>
<tr><td colspan="3">法第51条第１項第　　号該当
（概要）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">違　反　転　用　に　係　る　土　地</td><td rowspan="5">処　理　経　過</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>所　在</td><td>地　番</td><td>地目</td><td>面積</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">土地の所有者</td><td colspan="2">違反転用者及び関係者</td><td rowspan="7">措　置　方　針</td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td>氏　名</td><td>職業</td><td>住　所</td><td>氏　名</td><td>職業</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">許可処分等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>許可年月日</td><td>転用目的</td><td>許可に付した条件</td><td>転用事業者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">その他参考事項</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">土地利用との関係</td></tr>
<tr><td colspan="4">都市計画区域・農用地区域・土地改良事業・開拓事業・その他（　　）</td></tr>
</table>

様式第102号

農 地 法 制 限 除 外 の 農 地 の 移 動 届

年　　月　　日

農業委員会会長　殿

住所
届出者
氏名

下記農地を農地法の制限除外の規定により転用したいので届け出ます。

記

1　土地の表示等　　表のとおり

2　制限除外の根拠条項　　農　地　法　第　　条第　　項第　　号
農地法施行規則　第　　条第　　項第　　号

3　その他参考となる事項

土地の所在		地　番	地目	面　積 ㎡	所有者 氏　名	耕作者 氏　名	取得する 土地の用途	所得する 権利の種類
大字	字							

様式第103号

年　　月　　日　発送
照　　会　　書
農業委員会　　御中 高松法務局　　支　局 出張所 登記官
農 地 法 第　　条 の 地 目 変 更 事 件
許 可 年 月 日　　年　　月　　日
許　可　番　号　　第　　号
工事完了証明書　　添付なし
照会に対する回答 ①　取消しをする ②　原状回復命令を発する ③
農業委員会 会長

様式第104号

番　　号
年　　月　　日

市（町）農業委員会　　御中

法務局　　支　局
出張所

登記官

農 地 の 転 用 事 実 に 関 す る 照 会 書

申請人の住所及び氏名

不動産の表示及び地目変更登記申請事項

所　在	地番	地目	地積	変更後の地目	地目変更の日付
			㎡		

上記土地に関して、地目の認定のため必要があるので、下記事項について回答願います。

記

1　土地の現況が農地であるか否か。
2　転用許可がされているときは、許可年月日、許可条項、転用目的、許可申請者の住所及び氏名
3　転用許可がされていないときは、その旨
4　３の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を非農地に変更しているときは、原状回復命令が発せられる見込みの有無
5　建物の建築の制限等の規制がされている区域内の土地であるか否か、その他参考事項

様式第105号

農地の転用事実に関する調査報告書

年　　月　　日

香　川　県　知　事　　殿

農業委員会
会長

年　　月　　日付けで下記土地につき登記官から「農地の転用事実に関する照会」があったので、調査の結果を次のとおり報告します。

調　査　年　月　日	年　月　日	違反転用開始年月日	年　月　日	違反転用発見年月日	年　月　日	
違　反　転　用　者	所有者氏名		住　所		職　業	
	譲受人等の氏名		住　所		職　業	
違反転用行為の概要及びその進捗状況						

違反転用に関係する土地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名等	土地の所在	地　番	地　目		面　積	土　地　の　所　有　者		
			登記簿	現況		氏　名	住　所	職　業
					㎡			

違反転用に係る関係者の氏名、住所、職業等	関係者の種類	氏名又は名称及び代表者氏名	住所又は主たる事務所の所在地	職業又は業務内容	備　考
	工　事　請　負　人				
	工事請負下請人				
	一　般　承　継　人				
	転　　得　　者				

転用許可処分の内容	農地法第45条許可	許可年月日	年　月　日	許可番号	
	許可に係る転用目的		工事完了証明等許可に附した条件		
許可後許可条件等に違反した事実がある場合	許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名又は名称及び代表者氏名	住所又は主たる事務所の所在地		職業又は業務内容

違反転用に至るまでの経過				
附近の農林水産業又は生活環境への被害の状況				
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況				
土地利用計画との関係	農振法		転用許可基準による農地区分	
	都市計画法			
関係者からの事情聴取の内容				
農業委員会の執った指導等の措置				
農業委員会の意見				
その他参考となるべき事項				

添付書類　1　土地の登記事項証明書　　2　位置及び附近の見取図　　3　公図の写し

様式第106号

地目変更登記に係る照会に対する回答書

年　　月　　日

登記官　　殿

農業委員会会長

年　　月　　日付け　　第　　号をもって照会のあった件につき、下記のとおり回答します。

記

<table>
<tr><td>1　現地調査年月日</td><td colspan="11">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　土地の表示と現況地目</td><td colspan="3">所　在</td><td>地番</td><td>登記簿地　目</td><td>面積</td><td colspan="2">土地の所有者の氏名及び住所</td><td>現況地目</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td>氏名</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">3　転用許可等の有無とその内容</td><td rowspan="2">有</td><td colspan="2">許可等の年月日</td><td colspan="2">許可条項</td><td>転用目的</td><td colspan="3">許可等を受けた者の氏名及び住所</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　　月　　日</td><td colspan="2">農地法第　　条</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>無</td><td>該当に○</td><td colspan="8">許可を得ることが必要であるが許可を得ていない
許可を得る必要がない案件である</td></tr>
<tr><td>4　都道府県からの指示事項</td><td>該当に○</td><td colspan="9">原状回復命令を行わない
近く原状回復命令を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="3">5　その他参考事項</td><td colspan="4">都市計画法関係</td><td colspan="3">農振法関係</td><td colspan="3">その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">線引都市計画</td><td colspan="2">未線引都市計画</td><td colspan="2">農振地域内</td><td rowspan="2">農振地域外</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>市街化区域</td><td>市街化調整区域</td><td>用途地域</td><td>用途地域外</td><td>農用地区域内</td><td>農用地区域外</td></tr>
</table>

（記載注意）

1　「2　土地の表示と現況地目」の「現況地目」欄は、「農地」又は「非農地」と記載し、「農地」の場合は、「4　都道府県からの指示事項」欄の記載は必要ありません。

2　「3　転用許可等の有無とその内容」中、「許可等の年月日」とは許可又は届出の受理をした日をいい、「許可等を受けた者」とは権利の設定又は移転に係る許可等の案件については権利の取得者をいいます。

3　「4　都道府県からの指示事項」中、「原状回復命令」とは、照会に係る土地を農地の状態に回復すべきことを命ずることをいい、許可条件違反により照会に係る土地が非農地化されている場合にも、該当するものに○印を付けてください。

4　「5　その他参考事項」欄は、該当するものに○印を付けてください。「その他」欄には、条件違反転用の内容その他参考となる事項を記載してください。

様式第107号

原 状 回 復 命 令 措 置 の 通 知 書

年　　月　　日

登記官　　殿

農業委員会会長

貴殿からの　　年　　月　　日付け照会に対し、　　年　　月　　日付けで回答した下記土地については、別添の処分（命令）書の写しのとおり、原状回復命令が発せられたので通知します。

記

土地の表示

（注）　別添として、香川県農地関係事務処理要領の第８の１の(２)の②の規定により知事から送付された処分（命令）書（様式第98号）の写しを添付してください。

様式第108号

農地への原状回復命令を行わないこととされた事案についての通知書

年　　月　　日

登記官　　殿

農業委員会会長

貴殿からの　　年　　月　　日付け照会に対し、　　年　　月　　日付けで回答した下記土地については、　　のため、原状回復命令を行わないこととされたので通知します。

記

土地の表示

（注）　通知文の空欄には、原状回復命令を行わないこととされた理由を記載してください。その例としては、①違反転用者の聴聞又は弁明の内容を容認した。②行政指導又は勧告の段階で原状回復が行われた。などが想定されます。

様式第109号

時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書

年　　月　　日

香 川 県 知 事　殿

市町農業委員会会長

<table>
<tr><td rowspan="2">登記申請当事者</td><td>権利者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>義務者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>登記受付年月日</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">登記原因日付</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>土 地 の 表 示</td><td colspan="3">市
郡　　町　　番</td><td>地目</td><td></td><td>面積</td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>時効取得に係る権利の種類</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">調査年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">占有（準占有）の経過</td><td colspan="3">占有（準占有）の原因となった行為</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">占 有 （ 準 占 有 ） の 開 始 の 時 期</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">占有者（準占有者）（前主を含む。）の氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">占 有 （ 準 占 有 ） に 係 る 利 用 状 況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>関係者からの事情聴取の内容</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>農業委員会の執った措置</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>農業委員会の意見</td><td>取得時効　・　農 地 法
完成事案　　違反事案</td><td></td></tr>
<tr><td>その他参考となるべき事項</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（添付書類）　土地の登記事項証明書。ただし、取得時効完成事案の場合は、要しない。

（注）１　「占有者（準占有者）（前主を含む。）の氏名」欄は、占有（準占有）の承継があった場合は、それぞれの占有者（準占有者）ごとにその占有期間を記載してください。

２　「占有（準占有）に係る利用状況」欄は、占有（準占有）の開始以後現在に至るまでの利用状況を記載してください。

３　「関係者からの事情聴取の内容」欄の「関係者」には、所有者及び占有者（準占有者）のほか、隣接農地耕作者、集落の区長等集落の事情に精通している者を含むものとします。

様式第110号

通　　知　　書

第　　号
年　　月　　日

登記申請当事者名

香川県知事　　印

あなたは、下記１の農地において農地法に違反する行為を行っているので、直ちに、下記２のとおり是正をしてください。

下記４の是正措置を講ずべき期間内に必要な措置を行わないときは、農地法第64条に該当する者として告発することがあります。

記

１　違反行為に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積	備　考
			㎡	

２　是正措置の内容

（１）　１の農地に係る　　年　　月　　日受付第　　号　　登記を抹消すること。

（２）　１の農地についての占有（行使）を直ちに中止し、　　に返還すること。

（又は、1の農地について　　から返還を受けること。）

３　この通知をする理由

４　是正措置を講ずべき期間

様式第 111 号

検　討　申　出　書

年　　月　　日

市　　町　　長　殿
農業委員会会長　殿

申出者（農業用施設を設置する者）
住所
氏名

下記のとおり、地域計画の区域内に農業用施設を設置したいので、農地法施行規則第 29 条第４号及び第 53 条第４号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第２号の規定に該当し、農地転用許可及び農用地区域内における開発許可を要しないこととしてよいかについて検討をお願いしたくその旨を申し出ます。

また、当該農業用施設を地域計画に記載するために必要な手続きについても併せてお願いします。

<table>
<tr><td rowspan="2">1　農業用施設を設置する者の氏名及び住所等</td><td>氏名又は法人の名称及び代表者氏名</td><td colspan="2">住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="4">農業経営改善計画認定年月日</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　転用に係る土地の所有者の氏名及び住所等</td><td>氏　名</td><td colspan="2">住　所</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">3　転用に係る土地の所在等</td><td rowspan="2">土地の所在</td><td rowspan="2">地　番</td><td colspan="2">地　目</td><td rowspan="2">面積</td><td colspan="2">所有権以外の使用収益権が設定されている場合</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現　況</td><td>権利の種類</td><td>権利者の氏名又は名称</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">計　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">4　転用計画</td><td rowspan="2">(1)
転用事由の詳細</td><td colspan="3">農業用施設の名称</td><td colspan="3">事由の詳細</td></tr>
<tr><td colspan="3">（農業経営基盤強化促進法施行規則
第 13 条の２該当箇所：　　号）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">(2)
転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要</td><td rowspan="2">工事計画</td><td colspan="5">着工　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>名称</td><td>棟数</td><td>建築面積</td><td colspan="2">所要面積</td></tr>
<tr><td>土地造成</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">㎡</td></tr>
<tr><td>建　築　物</td><td></td><td></td><td>㎡</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>工　作　物</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>小　　計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">5　権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容</td><td>権利の種類</td><td>権利の設定・移転の別</td><td>権利の設定・移転の時期</td><td>権利の存続期間</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td>設定　　移転</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">土地所有者の同意の有無</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>6　転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>7　その他参考となるべき事由</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

（記載要領）

1　権利を設定又は移転して転用する場合は＿＿部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は＿＿部分を追記してください。その他、権利を設定又は移転して農地を転用する場合かつ農用地区域内である場合は、＿＿部分の「及び」は「並びに」に変更して記載してください。

2　「農業用施設の名称」欄には、農業経営基盤強化促進法施行規則第 13 条の２各号に規定する農業用施設を記載するとともに、（　）内に該当する号・番号を記載してください。

3　「権利を設定又は移転して転用する場合の契約の内容」欄については、権利を設定又は移転して転用する場合に記載してください。

様式第 112 号

検討結果に対する意見聴取書

年　月　日
番　　号

香川県知事　殿

市　　町　　長
農業委員会会長

別添のとおり、　　年　　月　　日付けで農地法施行規則第 29 条第４号及び第 53 条第４号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第２号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書の提出があり、検討の結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第４条第１項及び第５条第１項及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の２第１項の規定による許可を要しないものと判断されますので、この適否について意見を伺います。

（記載要領）

権利を設定又は移転して転用する場合は＿＿＿部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は＿＿＿部分を追記してください。その他、権利を設定又は移転して農地を転用する場合かつ農用地区域内である場合は、＿＿＿部分の「及び」は「並びに」に変更して記載してください。

様式第 113 号

検 討 結 果 通 知 書

第　　号
年　月　日

申出者名

市　　町　　長
農業委員会会長

年　　月　　日付けで提出のあった農地法施行規則第 29 条第４号及び第 53 条第４号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第２号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書について、検討の結果、当該規定に該当していることを認め、農地法第４条第１項及び農地法第５条第１項及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の２第１項の規定による許可を要しないことを通知します。

当該農業用施設の利用を通じて、地域計画の達成に資するよう特段のご尽力をお願いいたします。

<table>
<tr><td rowspan="2">１　農業用施設を設置する者の氏名及び住所等</td><td>氏名又は法人の名称及び代表者氏名</td><td colspan="4">住所又は主たる事務所の所在地</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">２　転用に係る土地の所在等</td><td rowspan="2">土地の所在等</td><td rowspan="2">地番</td><td colspan="2">地目</td><td rowspan="2">面積</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現　況</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>３　転用に係る農業用施設の名称</td><td colspan="5">（農業経営基盤強化促進法施行規則第 13 条の２該当箇所：　　号）</td></tr>
</table>

（留意事項）

１　都市計画法に基づく開発許可その他の法令に基づく許認可が必要となる場合がありますので、確認の上作業を進めてください。

２　申出書の記載と異なる転用事業を行った場合、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないことを認めていないため、当該規定に係る許可不要の適用外となり、農地法第 51 条第１項及び農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の３に基づく原状回復等の措置命令の対象となります。

中止する場合も含めて計画どおりに転用事業を行うことが困難となった場合は、速やかに農業委員会及び市町に申し出て必要な支持を受けてください。

３　転用事業が完了したときは、その旨を農業委員会及び市町にご連絡願います。

（記載要領）

権利を設定又は移転して転用する場合は＿＿＿部分を追記し、また、農用地区域内の農地である場合は＿＿＿部分を追記してください。その他、権利を設定又は移転して農地を転用する場合かつ農用地区域内である場合は、＿＿＿部分の「及び」は「並びに」に変更して記載してください。